

新株式発行並びに株式売出届出目論見書



2025年6月
株式会社ヒット



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式814,385千円（見込額）の募集及び株式1,358,500千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式347,490千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年6月2日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ヒット

東京都中央区銀座六丁目17番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、該当ページをご参照ください。

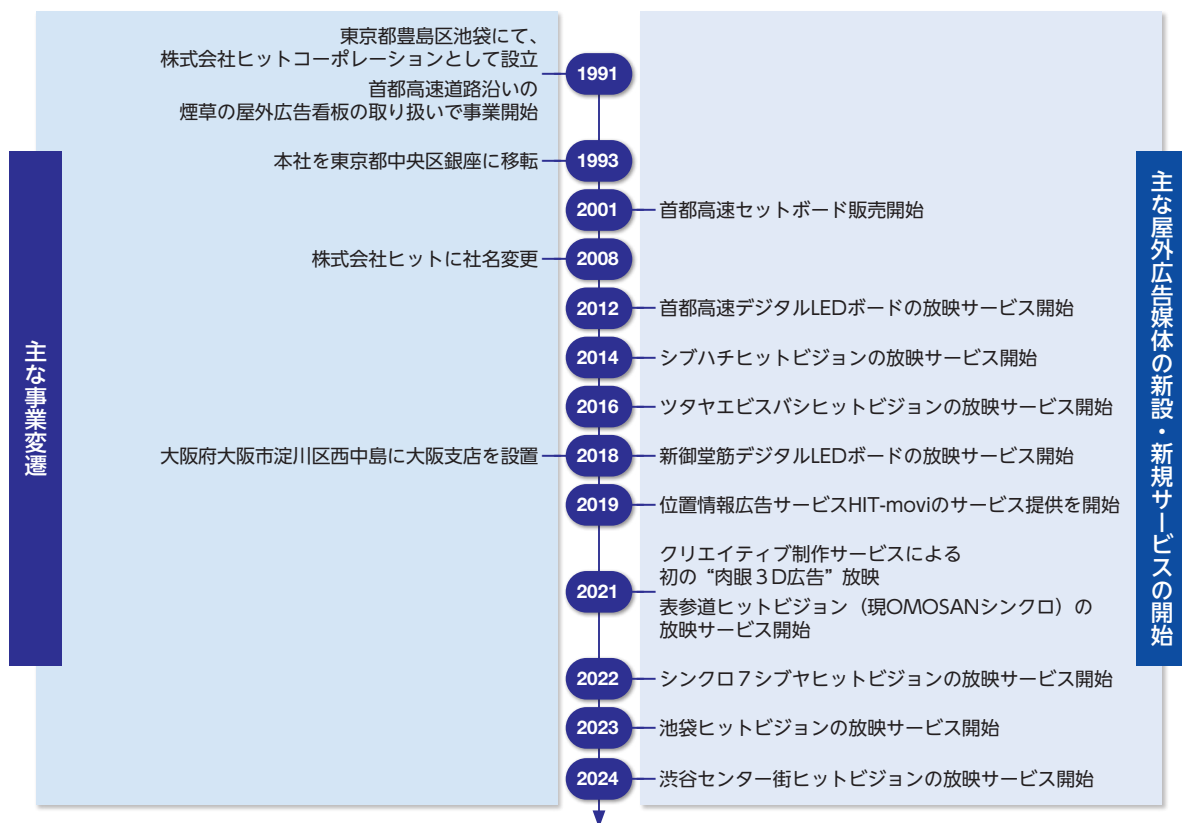
Philosophy 経営理念

屋外広告のリーディングカンパニーとして 世界を変えるメディアを創造する

Vision ビジョン

未来を見据えて発想し、理想を現実にする
常にクライアント目線に立ち“最小の予算で最大の効果を発揮する”提案をする
変化を歓迎しよう。リスクや失敗を恐れずチャレンジし、成功への糧とする
高い倫理観を持ち、透明な企業活動を築く
ダイバーシティの考えに基づき、社員お互いが尊重し目標を達成する

当社沿革

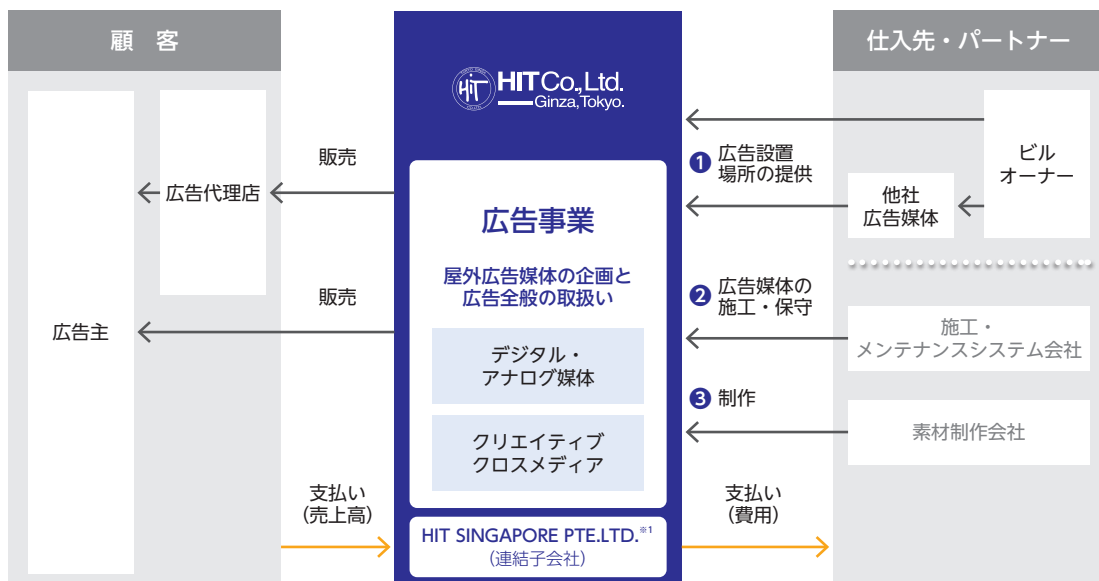


事業内容

当社は、不動産オーナーから賃借した屋上や壁面に、広告用のデジタルサイネージやアナログ看板を設置する形で、繁華街やロードサイドに屋外広告媒体を保有し、保有媒体に広告主の広告掲出を行う形で事業を展開しております。好立地かつ大型な広告媒体開発や、特定エリアでの同時多面展開が可能な広告面のセット商品の開発に努めることで、高い利益率を維持しつつ事業を拡大してまいりました。



事業系統図



※1：ASEANでの屋外広告事業の展開に備えて、現地にて広告市場調査・媒体開発を実施。2027/6期の新規デジタル媒体稼働を目指す。

事業の特徴

●自社媒体の販売

当社は、61媒体139面の自社の屋外広告媒体を保有しており、それぞれ以下のような特徴を有しております。

繁華街媒体		ロードサイド媒体	
来街者の特性		通行者の特性	
親和性の高い広告ジャンル		親和性の高い広告ジャンル	
渋谷	全性年代、IT企業社員	ドライバー、 30代～50代の男性	自動車関連商材、 BtoB向け商材、 男性向け、 30～50代向け商材
表参道	ファッション愛好家		
池袋	サブカルチャー好きの女性		
道頓堀	観光客、若年層、インバウンド		
デジタル媒体 (デジタルサイネージ)		デジタル媒体 (デジタルサイネージ)	
7媒体 21面		2媒体 18面	
			
(例) シブハチヒットビジョン		(例) 新御堂筋 デジタルLEDボード	
アナログ媒体 (看板)		アナログ媒体 (看板)	
22媒体 31面		30媒体 69面	
			
(例) FPGリンクス新宿テラス		(例) 首都高速セットボード	

※ 複数の広告掲出面が1つのパッケージ商品を構成している場合、媒体数を1としてカウント
 (例) 首都高速セットボード：1媒体30面
 ※ 自社媒体数及び面数はすべて2025年4月末時点

自社媒体の確保については、当社単独で広告掲出面を所有することを基本としておりますが、その他にも、他社との共同所有や他社所有面の借り上げを行うケース、他社所有面の運用・販売委託を受けて自社媒体として運用・販売を行うといったケースがあります。また、一部、広告代理店として他社媒体の取扱いも行っています。

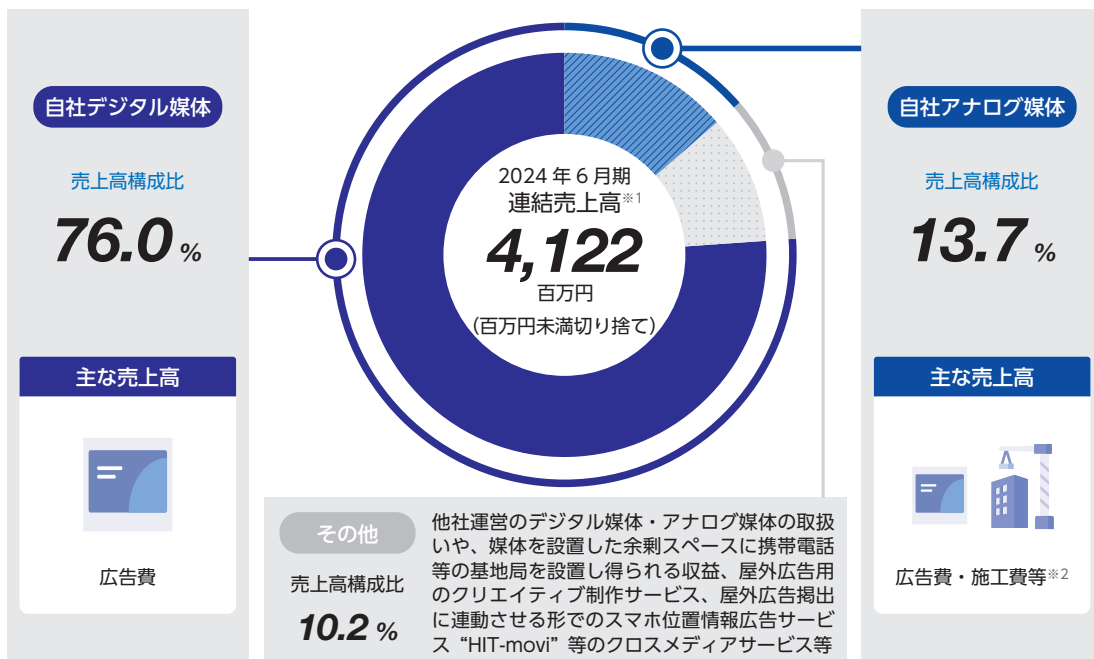
●周辺サービスの提供

屋外広告用のクリエイティブ制作サービスや、屋外広告掲出に連動させる形でのスマホ位置情報広告サービス“HIT-movi”等のクロスメディアサービスといった、周辺サービスの提供にも取り組んでいます。



●2024年6月期の売上内訳

当社グループの売上高の約4分の3は自社運営のデジタル媒体によるものであります。



※ 売上高構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません

※1 当社は単一セグメントですが、広告種別に売上分類を記載

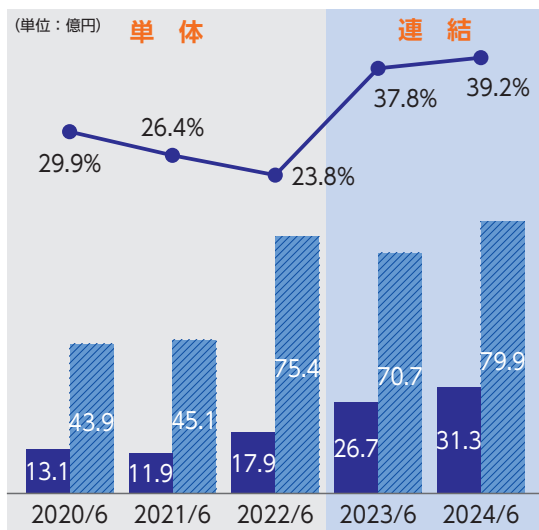
※2 施工費等は、施工費、撤去・原状回復費、校正追加費等からなります。

●KPIハイライト

当社グループの売上高の約4分の3は自社運営のデジタル媒体によりもたらされており、自社デジタル媒体数及びデジタル媒体満稿額は当社グループの事業のポテンシャルを表すために最適な指標であり、デジタル媒体稼働率は媒体運用や営業が効率的に行われているかどうかをみるために最適な指標であると判断し、KPIとして採用しています。

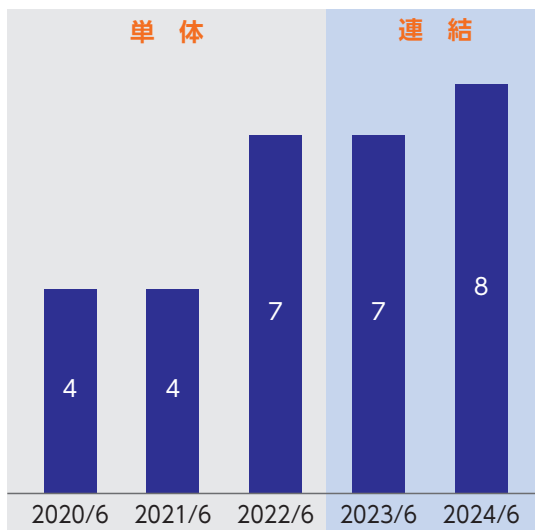
自社デジタル媒体の業績及び稼働率 (億円・%)

■ 自社デジタル媒体売上高
■ デジタル媒体満稿額^{※1} ● デジタル媒体稼働率^{※2}



自社デジタル媒体数の推移 (媒体)

■ 自社デジタル媒体数

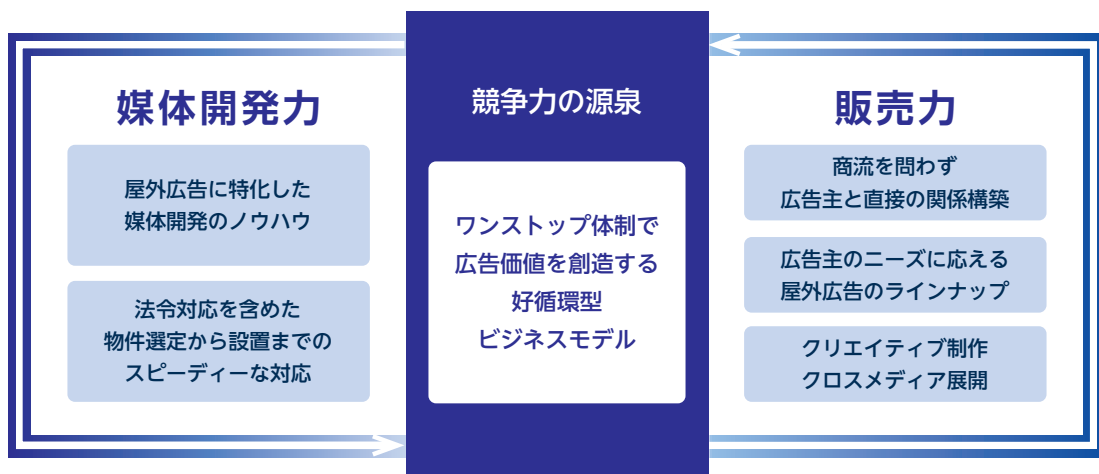


※1 デジタル媒体満稿額：デジタル媒体（自社）に係るすべての広告枠がプレミアムプランで販売されたと仮定した場合の売上額

※2 デジタル媒体稼働率 (%)：実際の売上額 ÷ デジタル媒体満稿額 × 100

競争力の源泉

当社は屋外広告媒体の開発から設置運営、広告枠の販売までをワンストップで行っていることを強みとしております。屋外広告に特化した媒体開発のノウハウを基礎に、広告主への直接販売を通じて顧客ニーズを直接把握し、媒体設置物件を選定、オーナーとの交渉にあたります。媒体新設が確定した後、実際の設置、稼働までスピーディーに進行し、広告主のニーズに応える屋外広告のラインナップを揃えて販売を行うという、ワンストップ体制で広告価値を創造する好循環型のビジネスモデルを確立し、業界を牽引してまいりました。



販売力

●直接販売による顧客ニーズの把握

広告代理店頼みが一般的な屋外広告業界において、当社は創業当時から広告主に対する直接営業に重きを置き、屋外広告に特化した媒体開発のノウハウを基礎に、広告主への直接販売を通じて顧客ニーズを直接把握することを重視してきました。

媒体開発力

●30年の実績と参入障壁

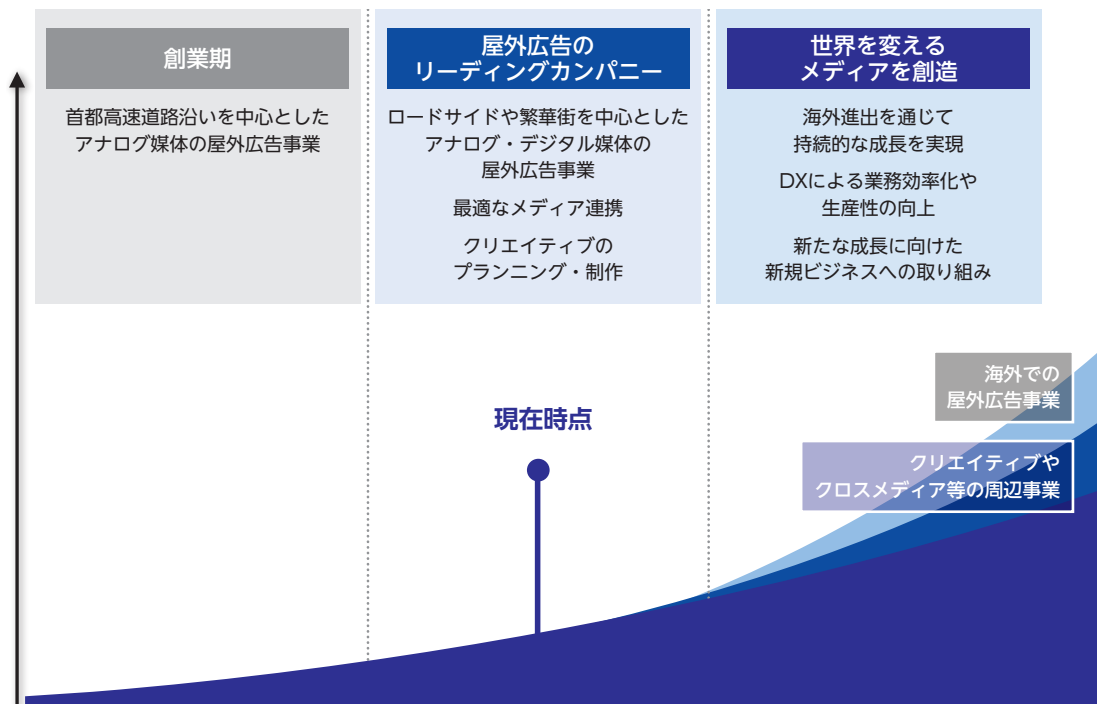
屋外広告事業は、専門的な知識・ノウハウや、関連法令の厳格な遵守が求められるため、他社の参入が難しく、堅固な参入障壁となっています。

当社事業に
関連する法令

● 屋外広告物法・屋外広告物条例
● 建築基準法・都市計画法

● 景観法・景観条例
● 道路交通法・道路法 等

成長戦略



※ 縦軸は市場規模や当社の売上目標の具体的数値を示すものではありません

●広告効果の高い新規媒体の開発

好立地かつ大型（概ね80～100㎡以上）の広告媒体開発や、特定エリアでの同時多面展開が可能な広告面のセット商品の開発に注力しております。広告主の事業拡大・推進に貢献するべく、年間3～5媒体程度の繁華街の大型デジタル媒体開発を目標に、広告効果の高い新規媒体の開発を進めてまいります。

●媒体稼働率の向上

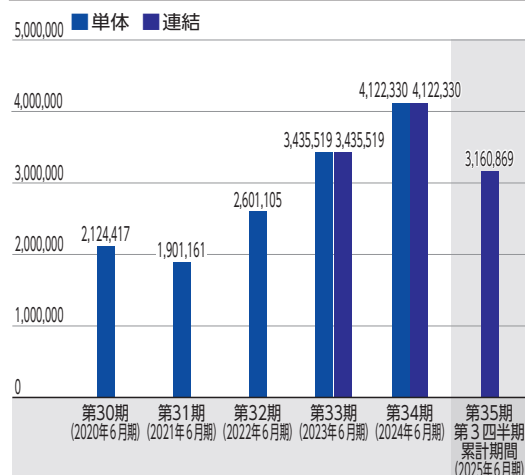
運営する広告媒体稼働率向上のため、営業人員の増強、広告主の多様なニーズに応える放映プランの設計、各種マーケティング施策（展示会出展、ウェビナーの開催、メールマガジンの配信等）、販売難易度が高いロードサイド媒体の専門営業担当者の育成といった施策に取り組んでおります。これからも媒体価値の最大化を図り、媒体稼働率の向上に努めてまいります。

●海外進出

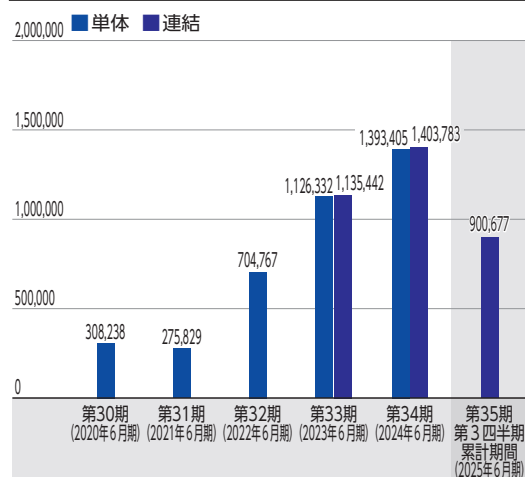
当社グループは将来的な海外展開、中でもアジア諸国への展開を計画しております。日本の人口は減少傾向にあり、将来的には人口減少に比例する形で、当社の運営する国内広告媒体の価値も緩やかに減少していく可能性があるためです。当社グループが持続的な成長を実現していくためには、屋外広告媒体の開発先を日本国内に限定せず、海外の有望媒体を発掘するというアプローチが必要だと考えています。海外においては日本で培った媒体開発の実践、国内においては海外の先進事例の応用や外国企業の国内広告掲出案件獲得等、双方向のメリットを活かし事業展開していく所存です。

業績等の推移

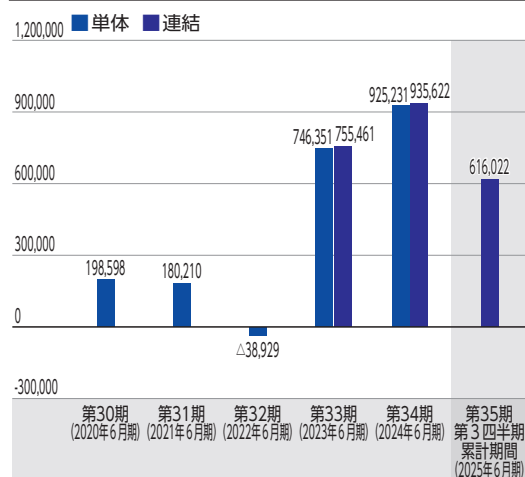
●売上高 (単位：千円)



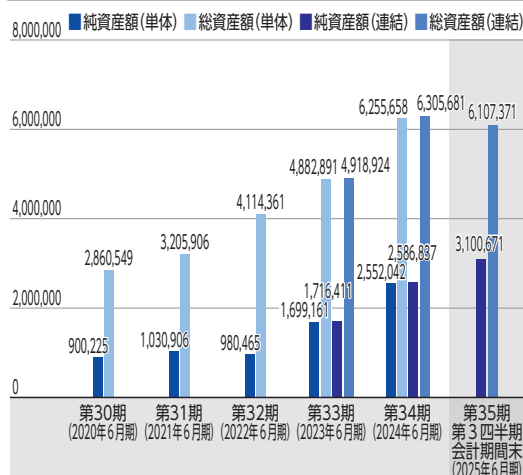
●経常利益 (単位：千円)



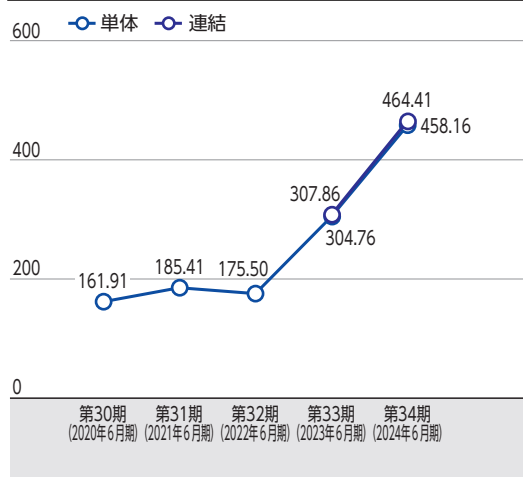
●親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益／当期純利益又は当期純損失(△) (単位：千円)



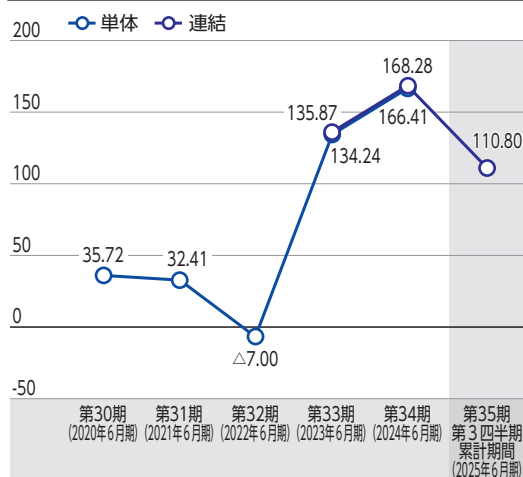
●純資産額／総資産額 (単位：千円)



●1株当たり純資産額 (単位：円)



●1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



(注) 当社は、2022年4月15日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。また、2025年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	20
5 【従業員の状況】	21
第2 【事業の状況】	22
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	22
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	27
3 【事業等のリスク】	29
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	37
5 【経営上の重要な契約等】	43
6 【研究開発活動】	44
第3 【設備の状況】	45
1 【設備投資等の概要】	45
2 【主要な設備の状況】	46
3 【設備の新設、除却等の計画】	47

第4	【提出会社の状況】	48
1	【株式等の状況】	48
2	【自己株式の取得等の状況】	55
3	【配当政策】	55
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	56
第5	【経理の状況】	70
1	【連結財務諸表等】	71
2	【財務諸表等】	127
第6	【提出会社の株式事務の概要】	148
第7	【提出会社の参考情報】	149
1	【提出会社の親会社等の情報】	149
2	【その他の参考情報】	149
第四部	【株式公開情報】	150
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	150
第2	【第三者割当等の概況】	151
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	151
2	【取得者の概況】	152
3	【取得者の株式等の移動状況】	152
第3	【株主の状況】	153
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2025年6月2日		
【会社名】	株式会社ヒット		
【英訳名】	Hit Co., Ltd.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 深井 英樹		
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目17番1号		
【電話番号】	03-3543-7771（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 勝山 宏哉		
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座六丁目17番1号		
【電話番号】	03-3543-7771（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 勝山 宏哉		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		814,385,000円
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		1,358,500,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		347,490,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	670,000(注) 2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、1 单元当たりの単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2025年6月2日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2025年6月17日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

4. 上記とは別に、2025年6月2日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式243,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2025年6月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2025年6月17日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	670,000	814,385,000	440,726,000
計(総発行株式)	670,000	814,385,000	440,726,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025年6月2日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,430円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は958,100,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2025年6月27日(金) 至 2025年7月2日(水)	未定 (注) 4.	2025年7月3日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025年6月17日に仮条件を決定し、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年6月26日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年6月17日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年6月26日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年6月2日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年6月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年7月4日(金) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込みに先立ち、2025年6月19日から2025年6月25日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 京橋支店	東京都中央区銀座一丁目7番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはい行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	670,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年7月3日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	670,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、2025年6月17日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2025年6月26日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
881,452,000	26,000,000	855,452,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,430円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額855,452千円に「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限319,690千円を合わせた、手取概算額合計上限1,175,142千円については、大型デジタル媒体設備投資に充当する予定です。具体的には以下のとおりです。

当社は、好立地かつ大型な広告媒体開発や、特定エリアでの同時多面展開が可能な広告面のセット商品の開発に努めることで、高い利益率を維持しつつ事業を拡大してまいりました。今後、東京都内の繁華街でのさらなる拡大に加えて、大阪・名古屋・福岡等の主要都市にも拡大し、早期に投資回収が実現可能な価値ある媒体の開発を積極的に進めていく予定であり、また既存デジタル媒体の老朽化にともなうリプレイス工事を控えていることから、大型デジタル媒体設備投資資金として、2028年6月期までに1,175,142千円を充当する予定であります。

なお、媒体設備投資にあたっては、常に媒体設置候補の開発を行っておりますが、現時点で未確定の設備投資案件を含んでいることから、未充当額が生じた場合、事業拡大のための増加運転資金、営業人員等の増加人件費、借入金の返済資金に充当する予定です。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年6月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	950,000	1,358,500,000	Anthony Road, Singapore 松丸 敦之 650,000株
				千葉県我孫子市 深井 英樹 116,000株
				東京都世田谷区 松丸 さつき 100,000株
				東京都杉並区 安田 仁裕 30,000株
				東京都杉並区 勝山 宏哉 16,000株
				東京都中央区 江口 雄一 11,000株
				東京都中央区 曾我 正史 11,000株
				神奈川県横浜市神奈川区 高橋 徹 7,000株
				埼玉県新座市 大岩 義典 5,000株
				神奈川県横浜市青葉区 川野 毅 4,000株

計(総売出株式)	—	950,000	1,358,500,000	—
----------	---	---------	---------------	---

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売価（1,430円）で算出した見込額であります。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売価額 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2025年 6月27日(金) 至 2025年 7月2日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の全国の本 店及び営業 所	東京都港区六本木一 丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区大手 町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都中央区日本橋 室町二丁目2番1号 岡三証券株式会社 東京都千代田区麹町 一丁目4番地 松井証券株式会社 東京都中央区八丁堀 四丁目7番1号 東洋証券株式会社 東京都港区赤坂一丁 目12番32号 マネックス証券株式 会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売価額の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価決定日（2025年6月26日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価額と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売価決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	243,000	347,490,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 243,000株
計(総売出株式)	—	243,000	347,490,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにともない、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,430円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所 及び氏名又は 名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	自 2025年6月27日(金) 至 2025年7月2日(水)	100	未定 (注)2.	株式会社SBI証券 の本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である松丸敦之（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年6月2日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式243,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式243,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2025年8月6日（水）
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都中央区銀座一丁目7番3号
	株式会社三菱UFJ銀行 京橋支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2025年8月1日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である松丸敦之、売出人である深井英樹、松丸さつき、安田仁裕、勝山宏哉、江口雄一、曽我正史、高橋徹、大岩義典、川野毅並びに当社株主である株式会社ボンド・ホールディングス及び当社グループ従業員1名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2025年12月30日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年6月2日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募

集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 目論見書の電子交付

引受人は、本募集売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます（金融商品取引法第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第1項）。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第33期	第34期
決算年月	2023年 6 月	2024年 6 月
売上高 (千円)	3,435,519	4,122,330
経常利益 (千円)	1,135,442	1,403,783
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	755,461	935,622
包括利益 (千円)	760,327	942,706
純資産額 (千円)	1,716,411	2,586,837
総資産額 (千円)	4,918,924	6,305,681
1株当たり純資産額 (円)	307.86	464.41
1株当たり当期純利益 (円)	135.87	168.28
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	34.8	40.9
自己資本利益率 (%)	56.1	43.6
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	978,038	1,513,674
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△245,497	△999,226
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△182,966	274,141
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,056,129	2,852,057
従業員数 (名)	67	83

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
3. 第33期及び第34期は、主として有形固定資産の取得による支出があったことにより、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
4. 第33期は、主として長期借入金の返済による支出があったことにより、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
5. 前連結会計年度（第33期）及び当連結会計年度（第34期）の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
6. 従業員は就業人員であり、契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
7. 平均臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
8. 当社は、2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年3月7日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	2020年 6 月	2021年 6 月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月
売上高 (千円)	2, 124, 417	1, 901, 161	2, 601, 105	3, 435, 519	4, 122, 330
経常利益 (千円)	308, 238	275, 829	704, 767	1, 126, 332	1, 393, 405
当期純利益 又は当期純損失(△) (千円)	198, 598	180, 210	△38, 929	746, 351	925, 231
資本金 (千円)	29, 500	29, 500	29, 500	29, 500	29, 500
発行済株式総数 (株)	13, 900	13, 900	27, 800	27, 800	27, 800
純資産額 (千円)	900, 225	1, 030, 906	980, 465	1, 699, 161	2, 552, 042
総資産額 (千円)	2, 860, 549	3, 205, 906	4, 114, 361	4, 882, 891	6, 255, 658
1株当たり純資産額 (円)	64, 764. 41	74, 165. 95	35, 099. 50	304. 76	458. 16
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	3, 572. 00 (—)	1, 157. 00 (—)	1, 000. 00 (—)	2, 600. 00 (—)	3, 500. 00 (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	14, 287. 68	12, 964. 79	△1, 400. 34	134. 24	166. 41
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	31. 5	32. 2	23. 7	34. 7	40. 7
自己資本利益率 (%)	22. 0	18. 7	△3. 9	55. 9	43. 6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	25. 0	8. 9	△71. 4	9. 7	10. 5
従業員数 (名)	47	47	54	67	82

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
3. 主要な経営指標等の推移のうち、第30期から第32期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
4. 前事業年度（第33期）及び当事業年度（第34期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
5. 第32期の当期純損失の要因は、過年度損失、子会社関連損失、減損損失及び固定資産除却損失の合計659,353千円を特別損失として計上したことによるものであります。
6. 従業員は就業人員であり、契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
7. 平均臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
8. 当社は、2022年3月22日開催の取締役会決議により、2022年4月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 当社は、2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年3月7日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第30期から第32期の数値については、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	2020年 6 月	2021年 6 月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月
1 株当たり純資産額 (円)	161.91	185.41	175.50	304.76	458.16
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	35.72	32.41	△7.00	134.24	166.41
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1 株当たり配当額 (円)	8.93	2.89	5.00	13.00	17.50

2 【沿革】

提出会社は、現代表取締役会長である松丸敦之が、屋外広告の販売を目的とする会社として、1991年に東京都豊島区池袋にて、「株式会社ヒットコーポレーション」として設立いたしました。その後、1993年に本社を東京都中央区銀座に移転し、2008年には商号を「株式会社ヒット」に変更いたしました。

株式会社ヒットコーポレーション設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
1991年2月	東京都豊島区池袋にて、株式会社ヒットコーポレーションとして設立（資本金1,000,000円）。
1992年3月	本社を東京都豊島区池袋から千葉県船橋市本中山に移転。
1992年5月	資本金4,000,000円に増資。
1993年11月	本社を千葉県船橋市本中山から東京都中央区銀座一丁目に移転。
1995年2月	有限会社エッチ・アイ・ティの株式を100%取得し完全子会社化。
1995年3月	資本金10,000,000円に増資。
1996年10月	本社を東京都中央区銀座一丁目から東京都中央区銀座三丁目に移転。
1998年8月	有限会社オフィス・スターズの株式を100%取得し完全子会社化。
1998年8月	本社を東京都中央区銀座三丁目から東京都中央区銀座七丁目に移転。
2001年7月	首都高速セットボードの販売を開始。
2003年6月	屋外広告事業の新たな拠点として、アメリカ合衆国ニューヨーク市に子会社HIT Corp. USA Inc. を設立（2005年1月撤退）。
2006年9月	完全子会社の有限会社エッチ・アイ・ティ及び有限会社オフィス・スターズを吸収合併。
2006年12月	資本金29,500,000円に増資。
2007年6月	1月決算から現在の6月決算へ決算期変更。
2008年8月	株式会社ヒットに社名変更。
2012年10月	首都高速デジタルLEDボードの放映サービスを開始。
2014年6月	シブハチヒットビジョンの放映サービスを開始。
2015年10月	グローバル展開を目的としたグループ再編により、シンガポール現地法人HIT HOLDINGS PTE. LTD.（2021年4月清算終了）の完全子会社となる。
2016年3月	ツタヤエビスバシヒットビジョンの放映サービスを開始。
2018年1月	大阪府大阪市淀川区西中島に大阪支店を設置。
2018年4月	新御堂筋デジタルLEDボードの放映サービスを開始。
2019年2月	位置情報広告サービスHIT-moviのサービス提供を開始。
2019年6月	シンガポールに兄弟会社HIT SINGAPORE PTE. LTD. 設立。商業施設のトイレに広告用サイネージを展開するトイレサイネージ事業開始（2022年4月ASEAN広告市場調査会社へ事業転換）。
2020年1月	タイに兄弟会社HIT BANGKOK CO., LTD. 設立。トイレサイネージ事業開始（2022年6月解散及び清算を決議）。
2020年6月	ビジネスの中心が日本であることからグループ再編を実施、HIT HOLDINGS PTE. LTD. の子会社である、HIT SINGAPORE PTE. LTD. 及びHIT BANGKOK CO., LTD. の株式を取得し子会社化。
2021年7月	クリエイティブ制作サービスによる初の“肉眼3D広告”放映を実施。
2021年10月	表参道ヒットビジョン（現OMOSANシンクロ）の放映サービスを開始。
2022年4月	シンクロ7シブヤヒットビジョンの放映サービスを開始。

2023年 5 月	本社を東京都中央区銀座七丁目から東京都中央区銀座六丁目に移転。
2023年11月	池袋ヒットビジョンの放映サービスを開始。
2024年12月	渋谷センター街ヒットビジョンの放映サービスを開始。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社（HIT SINGAPORE PTE. LTD.）の計2社で構成されており、屋外広告媒体の企画及び屋外広告を中心とした広告全般の取扱いを行っております。なお、当社グループの事業は、屋外広告媒体の企画及び屋外広告を中心とした広告全般の取扱いに係る事業（以下「広告事業」）の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

当社は、不動産オーナーから賃借した屋上や壁面に、広告用のデジタルサイネージやアナログ看板を設置する形で、繁華街やロードサイドに屋外広告媒体を保有し、保有媒体に広告主の広告掲出を行う形で事業を展開しております。

「屋外広告のリーディングカンパニーとして世界を変えるメディアを創造する」という経営理念を掲げ、好立地かつ大型な広告媒体開発や、特定エリアでの同時多面展開が可能な広告面のセット商品の開発に努めることで、高い利益率を維持しつつ事業を拡大してまいりました。

また、当社は屋外広告媒体の開発から設置運営、広告枠の販売までをワンストップで行っていることを強みとしております。当社は自社媒体を多く保有していることにより、多様な広告主のニーズを把握でき、それが新しいサービスの開発につながっています。販売面では広告代理店頼みが一般的な屋外広告業界において、当社は創業当時から広告主に対する直接営業に重きを置いてまいりました。屋外広告に特化した媒体開発のノウハウを基礎に、広告主への直接販売を通じて顧客ニーズを直接把握し、媒体設置物件を選定、オーナーとの交渉にあたります。媒体新設が確定した後、実際の設置、稼働までスピーディーに進行し、広告主のニーズに応える屋外広告のラインナップを揃えて販売を行うという、ワンストップ体制で広告価値を創造する好循環型のビジネスモデルを確立し、業界を牽引してまいりました。

当社が保有する自社の屋外広告媒体は、合計61媒体139面（2025年4月末現在）であり、これらはデジタル媒体（デジタルサイネージ）とアナログ媒体（看板）、繁華街媒体とロードサイド媒体に分類できます。種類別の特徴及びそれぞれの媒体数・面数は以下のとおりです。

	デジタル媒体（デジタルサイネージ）			アナログ媒体（看板）
繁華街媒体	動画掲出が可能なため、アナログ媒体より多様な広告訴求が可能。 繁華街媒体は基本的にあまり広告主を選ばないが、来街者の特性により特に親和性の高い広告のジャンルがある。“肉眼3D広告”等のインパクトのある動画放映ができる。			静止画による広告の常時掲出が可能。 広告訴求内容がシンプルな広告主との親和性が高い。 繁華街のアナログ媒体も、基本的にあまり広告主を選ばないが、来街者の特性により特に親和性の高い広告のジャンルがあるのはデジタル媒体と同様。 媒体数：22媒体 面数：31面
	街	来街者の特性	親和性の高い広告のジャンル	
	渋谷	全性年代、IT企業社員	BtoC商材全般	
	表参道	ファッション愛好家	ハイブランド、衣料品、時計・ジュエリー	
	池袋	サブカルチャー好きの女性	漫画、アニメ、ゲーム、エンタメ	
	道頓堀	観光客、若年層、インバウンド	BtoC商材全般、インバウンド向け商材	
	媒体数：7媒体 面数：21面			
ロードサイド媒体	動画掲出が可能なため、アナログ媒体より多様な広告訴求が可能。 ドライバーに広告訴求ができ、接触者は30～50代の男性が多い。 親和性の高い広告のジャンルは、自動車関連商材、BtoB向け商材、男性向け・30～50代向け商材。 媒体数：2媒体 面数：18面			静止画による広告の常時掲出が可能。 広告訴求内容がシンプルな広告主との親和性が高い。 ドライバーに広告訴求ができ、接触者は30～50代の男性が多い。 親和性の高い広告のジャンルは、デジタル媒体同様に、自動車関連商材、BtoB向け商材、男性向け・30～50代向け商材。 媒体数：30媒体 面数：69面

（注）媒体数は単面又は複数面からなる販売商品ラインナップの数であり、面数は広告掲出面の数です。複数の広告掲出面が1つのパッケージ商品を構成している場合、媒体数を1としてカウントしています。

自社媒体の確保については、当社単独で広告掲出面を所有することを基本としておりますが、その他にも、他社との共同所有や他社所有面の借り上げを行うケース、他社所有面の運用・販売委託を受けて自社媒体として運用・販売を行うといったケースがあります。また、一部、広告代理店として他社媒体の取扱いも行っています。

さらに、屋外広告枠の販売のみならず、屋外広告用のクリエイティブ制作サービスや、屋外広告掲出に連動させる形でのスマホ位置情報広告サービス“HIT-movi”等のクロスメディアサービスといった、周辺サービスの提供にも取り組んでいます。

クリエイティブ制作サービスとして取り組んでいるのは、デジタル媒体用の広告映像企画制作サービスです。とりわけ、昨今世界的流行となっている、肉眼で立体的に見える“肉眼3D広告”映像の企画制作に注力しております。“肉眼3D広告”は、従来のマス広告やインターネット広告にはないインパクトや面白さ、SNSとの親和性の高さ（拡散されやすさ）が魅力で、話題作りに直結する広告施策を求める多くの広告主の広告施策に取り入れられています。“肉眼3D広告”は、基本的に特定のデジタル媒体のための専用映像として制作する必要があるため、テレビCMを流用した従来型の放映以外に、屋外広告専用のクリエイティブが制作される機会が増加していくと考えられ、デジタル媒体運営との大きなビジネスシナジーが期待できるものと考えております。

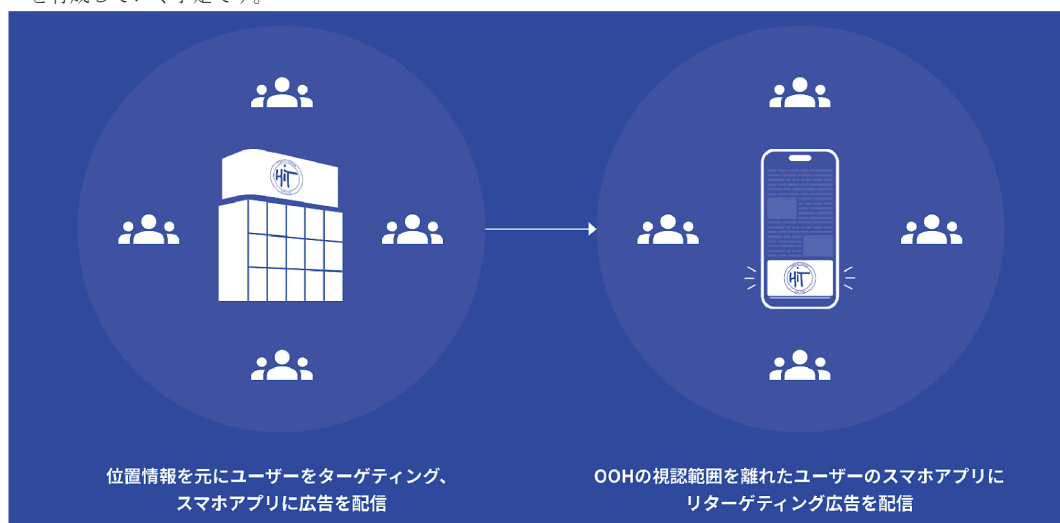
以下は当社がクリエイティブを制作し、当社のデジタル媒体で放映された“肉眼3D”広告の事例です。



クリエイティブ制作に次ぐ周辺サービスとして、当社ではクロスメディアサービスを提供しております。屋外広告媒体以外の広告媒体を提供することをクロスメディアサービスと位置づけており、中でも当社の代表的なサービスに“HIT-movi”があります。

“HIT-movi”は、スマートフォンの持つ位置情報データを利用して、特定の場所への滞在者のスマホアプリの広告面に広告を配信する位置情報広告（ジオターゲティング広告）のサービスを活用し、当社の屋外広告媒体の視認範囲に“いる”又は“いた”可能性の高い人のスマートフォンに、屋外広告と同じ内容のインターネット広告を届けることで、重層的な広告体験を提供するサービスです。基本的には、デジタル媒体と組み合わせる形で提供しています。

屋外広告媒体での広告展開を他の手段を用いて二次拡散させるような、重層的又は複合的な広告体験を提供するサービスには一定のニーズが見込めると判断しており、当社では引き続き“HIT-movi”以外のクロスメディアサービスを育成していく予定です。



当社のビジネスモデルは、以下のとおりであります。デジタル媒体の売上高は広告費のみ、アナログ媒体の売上高は、広告費と施工費等により構成されております。施工費等は、施工費、撤去・原状回復費、校正追加費等からなります。



※：ASEANでの屋外広告事業の展開に備えて、現地に広告市場調査・媒体開発を実施。2027/6期の新規デジタル媒体稼働を目指す。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) HIT SINGAPORE PTE. LTD.	6 Eu Tong Sen The Central, Singapore	シンガポールドル 619,420.00	広告事業	100.0	当社グループのための 広告市場調査をしてい ます。 役員の兼務がありま す。

- (注) 1. 「主要な事業の内容」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 特定子会社であります。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年4月30日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部門	61
媒体部門	12
その他の部門	18
合計	91

- (注) 1. 当社グループは、広告事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
2. 従業員は就業人員であり、契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3. 臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
4. その他の部門は、総務、経理、経営企画及び内部監査等の部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2025年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
90	35.0	4.6	6,097

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部門	60
媒体部門	12
その他の部門	18
合計	90

- (注) 1. 当社は、広告事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
2. 従業員は就業人員であり、契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3. 臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. その他の部門は、総務、経理、経営企画及び内部監査等の部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本書提出日現在における経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、屋外広告を専門に取り扱う広告会社として、1991年に創業いたしました。「屋外広告のリーディングカンパニーとして世界を変えるメディアを創造する」という経営理念を、また、その実現のためのビジョンとして『未来を見据えて発想し、理想を現実にする』『常にクライアント目線に立ち“最小の予算で最大の効果を発揮する”提案をする』『変化を歓迎しよう。リスクや失敗を恐れずチャレンジし、成功への糧とする』『高い倫理観を持ち、透明な企業活動を築く』『ダイバーシティの考えに基づき、社員お互いが尊重し目標を達成する』の5つを掲げ、好立地かつ大型な広告媒体開発や、特定エリアでの同時多面展開が可能な広告面のセット商品の開発に努めることで、事業を拡大してまいりました。

(2) 経営環境及び経営戦略

当期における我が国の経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している状況にあります。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策等アメリカの政策動向による影響等が、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある状況です。

日本国内の広告業界においては、総務省が2025年2月に発表した「サービス産業動向調査」によると、2024年の広告業全体の売上高は前年比で101.3%と、前年をわずかに上回る結果となりました。

また、株式会社電通の「2024年日本の広告費」によると、当社が属する屋外広告市場は2024年に2,889億円となっています。ラグジュアリーブランド、飲料、コンテンツ、人材系を中心に多くの業種で屋外広告が活用され、また、インバウンド需要の高まりにともない、関連業種での広告出稿が目立ちました。その結果、屋外広告市場は、前年に続き拡大しております。なかでも屋外ビジョンは、渋谷、新宿、表参道等都心部で需要が高まり、販売価格の値上げ等もあり成長しております。なお、株式会社帝国データバンクの調査によると、2023年の日本の屋外広告業の市場規模は1,234億円で、前年比106.6%となっております。このような背景の下で、当社が取り扱う日本の屋外広告は、人流の回復にともなう需要の回復が見えてまいりました。

海外の屋外広告市場においては、QYResearchの調査によると、当社が進出を検討しているシンガポール、マレーシア、インドネシア及びタイの2024年の屋外広告市場規模は、それぞれ162百万USドル（前年比98.7%）、160百万USドル（同108.1%）、384百万USドル（同107.3%）、そして396百万USドル（同104.9%）となっております。

日本及びASEANにおいて、屋外広告の需要は今後も緩やかな拡大傾向にあると認識しており、更なる売上拡大を目指して以下の6つの戦略を推進してまいります。

① 新規媒体の開発

当社では新設の屋外広告媒体について、基本的に短期間で投資回収が見込めるものをターゲットとしています。屋外広告の強みは、認知拡大、ブランディング及び第一想起獲得における高い広告効果にあると言われております。これらの広告効果を最大化すべく、好立地かつ大型（概ね80～100㎡以上）の広告媒体開発や、特定エリアでの同時多面展開が可能な広告面のセット商品の開発に注力しております。広告主の事業拡大・推進に貢献すべく、年間3～5媒体程度の繁華街の大型デジタル媒体開発を目標に、広告効果の高い新規媒体の開発を進めてまいります。

② 広告媒体稼働率の向上

当社は運営する広告媒体稼働率向上のため、営業人員の増強、広告主の多様なニーズに応える放映プランの設計、各種マーケティング施策（展示会出展、ウェビナーの開催、メールマガジンの配信等）、販売難易度が高いロードサイド媒体の専門営業担当者の育成といった施策に取り組んでおります。これからも媒体価値の最大化を

図り、媒体稼働率の向上に努めてまいります。

③ 屋外広告周辺サービスの強化

当社は、屋外広告用のクリエイティブ制作や“HIT-movi”（屋外広告に連動させる形でのスマホ位置情報広告配信サービス）に代表されるクロスメディアサービスといった、屋外広告周辺サービスの提供に積極的に取り組んでいます。今後もクリエイティブ領域では、3Dメガネ等を使用せずに肉眼で映像が立体的に見える技術を用いた“肉眼3D”クリエイティブ制作の積極提案を行い、クロスメディア領域では、屋外広告と親和性の高い交通広告媒体の取扱い強化を行う等、屋外広告周辺サービスの充実に努めてまいります。

④ 海外展開

当社グループは将来的な海外展開、中でもアジア諸国への展開を計画しております。日本の人口は減少傾向にあり、将来的には人口減少に比例する形で、当社の運営する国内広告媒体の価値も緩やかに減少していく可能性があるためです。当社グループが持続的な成長を実現していくためには、屋外広告媒体の開発先を日本国内に限定せず、海外の有望媒体を発掘するというアプローチが必要だと考えています。海外においては日本で培った媒体開発の実践、国内においては海外の先進事例の応用や外国企業の国内広告掲出案件獲得等、双方向のメリットを活かし事業展開していく所存です。

なお、当社グループは過去に2度、海外での事業展開を図ったことがあります。1度目は2003年のアメリカ合衆国進出であり、ニューヨーク市でアナログ媒体開発及び運営を行いました。国内事業の拡大を優先し、2005年に撤退をいたしました。2度目は、ASEANでのトイレサイネージ事業への挑戦です。商業施設のトイレに広告用サイネージを展開するトイレサイネージ事業を営む会社として、2019年にHIT SINGAPORE PTE. LTD.（以下、HIT SINGAPORE）、2020年にHIT BANGKOK CO., LTD.（以下、HIT BANGKOK）を、シンガポールとタイにそれぞれ設立いたしました。主に新型コロナウイルス禍による人流の停滞により事業が軌道に乗らず、2022年にトイレサイネージ事業の撤退及びHIT BANGKOKの清算、並びに、近い将来にASEANにて当社の既存事業である大型屋外広告事業へ挑戦することを前提に、ASEANを中心とした広告市場調査を行う会社へHIT SINGAPOREを転換するという判断をいたしました。事業を撤退した際にHIT SINGAPOREを清算しなかった理由は、事業撤退を決定したものの、上述のとおり長期的に当社グループを大きく飛躍させるために海外進出は不可欠であると判断していることがあります。また、将来的に海外現地で媒体獲得交渉を行うことになった場合、当社グループの規模であれば、法人を残すことで一定の信用力を有して交渉ができるというメリットが享受できる点、事業再開時の準備期間を短縮できる点や、現地人材を確保しやすくなる点等が存続判断の理由となっています。

現在は、海外展開へ向けて、当社の代表取締役会長である松丸敦之が連結子会社であるHIT SINGAPOREの社長を兼ね、広告市場調査や現地パートナーの開拓のため、1年のうち半分以上の現地滞在をしております。松丸が屋外広告媒体設置の可能性を探るのに最も適した経験と業務知識を備えていること、及び、アジア諸国での広告関係者との太いパイプを有する人材が他にはいないことがその理由です。主に、当社グループが直近の進出を検討しているシンガポール、マレーシア、インドネシア及びタイ等、ASEAN現地の広告媒体社や広告代理店との接触、実際の進出時に備えた各国のJETRO等の社外協力者との面談、及び媒体設置場所候補の調査等を行っております。当面、松丸の現地滞在は継続いたしますが、2025年6月期より、当社のシニアマネージャーをHIT SINGAPOREの取締役として追加で選任し、ASEAN現地に常駐させることで、HIT SINGAPOREの体制強化と事業促進を実現してまいります。また、ASEANでデジタル媒体の保有・新設を行うための媒体開発資金として、当社よりHIT SINGAPOREに対する300百万円の投融資を、2028年6月期までに行う予定です。

⑤ DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務効率化・生産性の向上

当社では、従前よりITの導入及び運用を進めてまいりましたが、電子メールを用いた受注業務や、複数の業務システムに対する同一又は類似した情報の入力業務等、効率化の余地のある既存業務が業務フローの中に残っております。また、デジタル媒体の放映管理業務には、オペレーターのマンパワーに頼る部分を多く残しておりますが、今後デジタル媒体数を増加させていくうえで、放映管理業務の属人化排除や標準化の取組みはさらに重要になってくるものと認識しております。当社は今後なお一層、既存業務の自動化や、デジタル管理の活用等を推進することにより、社員の非生産的業務をDX化し、生産的業務時間の拡充を図ってまいります。また、DXに積極的に取り組むことにより業務効率を向上させ、事業拡大に繋げていきたいと考えております。

⑥ 新規ビジネスへの取り組み

更なる企業成長のために、様々な企業との業務提携やM&Aを検討してまいります。サステナビリティへの配慮やその事業機会にも目を配り、新たな成長へ向けて新規ビジネスの開発を進めてまいります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 自社広告媒体の強化

a 適切な立地の選定と投資の実行

当社グループの事業は、効果的な屋外広告サービスを広告主に提供するものであり、適切な立地の選定及び投資の実行が重要となります。引き続き、広告主の需要を満たす立地選定を進めてまいります。

b 安全性の徹底

当社の屋外広告媒体はビルの屋上や壁面に設置されていることから、設置時やメンテナンス時等における事故が起きないように努めております。広告主に安心して広告掲出をして頂けるよう、安全作業の徹底と社員の指導・育成を推進し、より品質の高いサービスを提供してまいります。

② 営業力の強化

当社の広告媒体は、設置場所の性質により繁華街媒体とロードサイド媒体に大別されますが、商品力や価格競争力の維持向上に努めながら、それぞれの媒体特性に合致する広告主への効率的な営業を行い、一層の売上増加を図ってまいります。

③ 会社の基盤強化

a コンプライアンス及び内部管理体制の整備

当社グループは、上場会社として求められるコンプライアンス、内部管理体制を整備強化しております。それと同時に、経営・営業・管理部門に相乗効果をもたらすシステムの構築に、一層注力してまいります。

b 優秀な人材の育成及び獲得

当社グループの事業の拡大のために、優秀な人材の確保・育成が重要な課題であると認識しております。積極的な採用に加え、社員研修の充実を図り、教育の質を高めていくことで、優秀な人材の確保と育成を推進してまいります。

なお、財務上の課題については、「3 事業等のリスク (22) 財務上のリスクについて」をご参照ください。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標（K P I）は、自社デジタル媒体数、デジタル媒体満稿額及びデジタル媒体稼働率であります。

指標	第30期 (単体)	第31期 (単体)	第32期 (単体)	第33期 (連結)	第34期 (連結)	第35期 第3四半期 (連結)
自社デジタル媒体数 (媒体)	4	4	7	7	8	9
デジタル媒体満稿額 (千円)	4,394,000	4,518,800	7,546,400	7,078,400	7,993,600	5,542,800
デジタル媒体稼働率	29.9%	26.4%	23.8%	37.8%	39.2%	42.5%

(注) 上記指標については提出日現在において予測できる事情等を基礎とした合理的な判断に基づくものであり、その達成を保証するものではありません。

当該K P Iを採用した理由ですが、下表に記載のとおり、当社グループの売上高の約4分の3は自社運営のデジタル媒体によりもたらされており、自社デジタル媒体数及びデジタル媒体満稿額は当社グループの事業のポテンシャルを表すために最適な指標であり、デジタル媒体稼働率は媒体運用や営業が効率的に行われているかどうかをみるために最適な指標であると判断し、K P Iとして採用しています。アナログ媒体は年間契約が多く、変動性が低いため、業績状況の確認のためには重要視しておりません。当該K P Iは、投資家が当社グループの経営方針・経営戦略等を理解する上で重要な指標であり、また当該K P Iにより、経営方針・経営戦略等の進捗状況や、実現可能性の評価等を行うことが可能となると認識しております。

(千円)	第30期 (単体)	第31期 (単体)	第32期 (単体)	第33期 (連結)	第34期(連結)		
					実績	売上比	前期比
売上高	2,124,417	1,901,161	2,601,105	3,435,519	4,122,330	100.0%	120.0%
自社デジタル媒体	1,315,273	1,192,405	1,794,096	2,678,467	3,134,944	76.0%	117.0%
繁華街	884,129	695,997	1,359,070	2,303,224	2,767,797	67.1%	120.2%
ロードサイド	431,144	496,408	435,025	375,243	367,146	8.9%	97.8%
自社アナログ媒体	646,261	592,980	650,002	523,790	565,624	13.7%	108.0%
繁華街	274,219	227,488	200,778	147,470	158,359	3.8%	107.4%
ロードサイド	250,976	228,061	323,751	265,975	281,754	6.8%	105.9%
施工	121,065	137,430	125,472	110,344	125,509	3.0%	113.7%
その他	162,881	115,774	157,007	233,262	421,761	10.2%	180.8%

(注) 売上比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

当社グループの自社デジタル媒体の定義、及びデジタル媒体満稿額とデジタル媒体稼働率の算出方法は、以下のとおりです。

自社デジタル媒体	自社で放映枠の運用・販売窓口を行っている広告用デジタルサイネージ媒体 所有形態としては以下のパターンがある。 ・当社グループ単独で所有している広告掲出面 ・当社グループが他社と共同で所有している広告掲出面 ・当社グループが借り上げて運用している他社所有の広告掲出面 ・当社グループが所有者から委託を受けて運用している他社所有の広告掲出面
デジタル媒体週次満稿額	自社デジタル媒体に係るすべての広告枠がプレミアムプランで販売されたと仮定した場合の週次売上額 ※基本的な料金体系が単一となっている媒体の場合は、すべての広告枠が当該プランで販売できた場合の週次売上額
デジタル媒体（年間）満稿額	自社デジタル媒体の週次満稿額を52週分足し上げた金額
デジタル媒体稼働率（%）	実際の売上額÷デジタル媒体満稿額×100

当社グループのデジタル媒体の料金体系は、基本的にレギュラープランとプレミアムプランよりなります。レギュラープランはそのデジタル媒体の標準的な料金プランであり、プレミアムプランは広告枠の大口購入を条件として、放映1回当たりの価格（放映単価）の面でレギュラープランよりも優遇されるプランです。広告主にとってコストパフォーマンスが良く、当社にとってはビジネスが安定するというメリットがあるため、営業戦略上プレミアムプランを積極提案しております。営業戦略と一体的に媒体稼働率を評価するため、プレミアムプランを基準としたデジタル媒体満稿額とデジタル媒体稼働率の算出方法を採用しています。特定媒体の受注が、放映1回当たりの価格（放映単価）がプレミアムプランよりも高いプラン（レギュラープラン等）に偏った場合、媒体稼働率が100%を超える可能性があります。

なお、デジタル媒体の新設や稼働の停止・終了等、又は販売価格の改定があった場合にデジタル媒体満稿額は変動いたします。期中に媒体の新設や稼働の停止・終了等があった場合については、当該媒体が通年稼働したものと仮定してデジタル媒体満稿額を算出しております。また、期中に販売価格の改定を行った場合、当該期のデジタル媒体満稿額は変更せず、改定の次期から新しい販売価格を基準としたデジタル媒体満稿額を適用いたします。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は以下のとおりであります。なお、以下各項目は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) ガバナンス

サステナビリティに関するガバナンスはコーポレート・ガバナンスの一部として、主に取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会で決定しております。取締役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。取締役会では法令、定款及び社内規程等に定められた事項について審議を行い、取締役による業務執行の監督を行っております。また、リスク・コンプライアンス委員会において、当社グループの事業活動に影響を与えるリスクについて、サステナビリティ関連を含め網羅的に検討し評価することでリスクの低減に努めており、代表取締役社長をリスク管理の管理責任者とする体制としております。

(2) 戦略

当社グループでは、ESG（環境・社会・ガバナンス）を重視した経営や経済価値と社会価値の双方を創出するサステナビリティ経営に責任をもって取り組むことが重要であるという考えのもと、サステナビリティ推進を重視した経営を実践することを基本的な考えとしております。

① 地域への貢献

屋外広告媒体はその設置場所との関係性が強いいため、当社グループは、媒体設置エリアへ貢献することが不可欠であると考えております。そのような考えのもと、当社は法務省の主唱する「社会を明るくする運動」や、地元警察・消防の各種啓蒙活動に関する協力放映を積極的に行ってまいりました。

また、地域活性化につながる、“肉眼3D”の自社広告素材を作成・放映しております。話題になるような自社広告の放映を通じて、より多くの人々が当該地域へ来訪し地域経済が活気づく、その一助となれればと考えております。

② ダイバーシティ

当社グループでは、経営理念に基づくビジョンの一つとして、「ダイバーシティの考えに基づき、社員お互いが尊重し目標を達成する」を掲げており、女性、外国人、中途採用者の積極的な採用を行っております。一方、女性管理職比率を高めることが今後の課題であると認識しております。組織の多様性を更に高めていくべく、多様な人材が活躍できる環境の整備を進めてまいります。

③ 環境に対する取り組み

当社では、既存のアナログ媒体をデジタル媒体へと積極的に更新しております。これにより、従来アナログ媒体で発生していたターポリン幕等の事業系廃棄物を削減しております。今後も更新を進め、事業系廃棄物の削減に努めます。

他方、広告媒体の稼働による温暖化ガス排出量について、現時点では具体的な数値を把握できておりません。広告事業の性質上、製造業と異なり温暖化ガスを大量に排出していないと考えてはいるものの、今後合理的に把握するべく、検討を進めてまいります。

④ 社内環境整備

当社では、従業員一人ひとりが働きがいを持って能力を十分に発揮できる仕組みづくりと、安心して働き続けることができる働きやすい職場環境の整備を推進しております。具体例としては、全役職員に対する、職務発明や新規ビジネスへの報奨制度の整備・運用や、社内外内部通報窓口の設置等の取組みが挙げられます。引き続き、従業員一人ひとりにとっての働きがいと働きやすさの両面を意識しながら、仕組みづくりや職場環境の整備に努めてまいります。

(3) リスク管理

当社は、リスク・コンプライアンス規程に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会にてES

Gの観点を含む網羅的なリスクの状況について定期的にモニタリング、評価・分析を行っております。個別具体的なリスクの内容につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、地域貢献や地球環境への配慮といったサステナビリティに関する取り組みを行っておりますが、事業の安定的な運営において、人材は最も重要な経営資源であると認識しており、高度な専門的知識・技能・経験を有する多様性に富んだ人材確保・維持を目的として人材育成及び社内環境整備に取り組んでおります。

人材の育成に関する方針として、当社の持続的な成長や企業価値向上のために、社員の能力開発・研鑽を目的として、新入社員研修やeラーニング等の社内研修の充実化、資格取得支援制度の導入等、社員教育体制を整備する取り組みを行っております。また、新卒社員の採用を継続的かつ積極的に実施しており、母集団形成から入社までのフォローに至るまで、優秀な人材確保のために全社一丸となって取り組んでおります。

上記で記載した取り組みに関する指標と年間目標及び実績は以下のとおりです。

指標	年間目標	2025年4月30日時点の実績
全社員合計研修時間	1,500分以上	2,151分
会社所定資格合格人数	5名以上	日商簿記3級：5名 屋外広告士：1名 行政書士：1名 ITパスポート：1名 ビジネス実務法務2級：1名 第二種電気工事士：1名
新卒採用人数	10名以上	11名

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 人材の確保及び育成について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の営業活動は、可能な限り広告主へ直接接合を行うことを重視していることから、常に一定数の営業社員の確保が必要となるため、毎年10名前後の新卒採用と若干名の中途採用活動に注力しております。また、広告媒体の開発及び設置・保守管理部門については専門分野に対応した人材の採用が必須となるため、採用した社員への教育・研修体制の充実・強化を図り、早期戦力化と人材の定着に努めております。

しかしながら、必要な数の人材の確保及び育成が計画どおりに進まない場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) システムトラブルについて（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、複数のＩＴシステムを使用して業務処理・管理を行っておりますが、社内規程にて運用上のルール及びＢＣＰマニュアルを定め、データバックアップを行い、社内ネットワークへのマルウェア侵入や不正アクセス等のサイバー攻撃、災害等に起因するネットワークの不通、外部委託先の故意又は過失によるシステムトラブル等への対策を講じております。

しかしながら、当社グループの想定を超えた事象の発生によって、情報システムに何らかの障害が生じた場合、当社の業務に重大な支障をきたす可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 経済状況の影響について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループの広告事業は、日本国内外の景気変動の影響を受けやすい傾向があります。当社は、渋谷や池袋、大阪・道頓堀といった繁華街の屋外広告媒体と、首都高速道路や大阪・新御堂筋といったロードサイドの屋外広告媒体という、性質の異なる媒体設置場所に投資することで、景気変動や国際情勢の影響を低減し、多様な業種・企業からの広告掲出を獲得してきました。

しかしながら、国内外全体の景気悪化や物価上昇、大幅な為替変動、広告予算の削減等の影響により、当社の屋外広告媒体への出稿が減少した場合や仕入額が高騰した場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 国際情勢の影響について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社のデジタル媒体で使用しているＬＥＤパネル等は中国製のものを中心に使用しております。そのため、中国製ＬＥＤパネル等の供給が停止した場合、一時的にデジタル媒体の設置やメンテナンスに影響が出る可能性はありますが、台湾製、韓国製又はアメリカ製等のＬＥＤパネル等を活用することによって、その影響は限定的なものになるものと考えております。また、日本国外からの広告出稿も多いことから、国際情勢等の動向を注視し、情報収集をタイムリーに行うことで適切な対応策を早めに講じる取組みを実施しております。

しかしながら、テロや紛争、政治・経済情勢の変動等の影響により、日本国外からの広告出稿の停止や減少、ＬＥＤパネルの仕入高騰や供給の不安定化といった事象が発生する可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制等について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、事業活動を営む上で、「屋外広告物法」及び各自自治体の屋外広告物条例、「景観法」及び各自自治体の景観条例、「建築基準法」、「都市計画法」、「道路法」、「道路交通法」、「建設業法」、「下請代金支払遅延等防止法」、「個人情報保護に関する法律」、「労働基準法」等、様々な法規制の適用を受けています。

なかでも、当社グループの主要な事業となる国内での屋外広告業は、各自自治体の屋外広告物条例によって直接的に、屋外広告物の規制（広告物の設置場所、広告物の大きさ・高さ等の規格、広告物の表示及び掲出物件の設置に

関する首長の許可等）と、屋外広告業を営むために必要な登録に関する規制を受けています。当社では、事業活動を行ううえで、必要な自治体にて屋外広告業の登録を行っており、その有効期間は５年間です。現時点において、屋外広告業の登録が取消しとなる事由は発生しておりません。

また、これらの法的規制等に適切に対応すべく、リスク・コンプライアンス委員会にて改正法や新法が事業に与える影響を評価しており、事業に何らかの影響を及ぼす法改正が発生する場合は、具体的な影響範囲の特定や対応策の検討・実施を行って、コンプライアンスの遵守に努めております。

しかしながら、何らかの理由により、これらの法令等の改廃若しくは新たな法的規制が今後制定された場合、又は屋外広告業登録が取消され若しくはその更新が認められない場合等には、当社グループの業績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点の当社の屋外広告業登録等の状況は以下のとおりです。

取得年月・許認可等の名称 及び所管官庁等	許認可等の内容 及び有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
2021年４月５日 屋外広告業（登録） 千葉市	屋外広告業の登録 千葉市 第20200号 2026年６月13日まで	・不正手段による屋外広告業者登録 ・屋外広告業登録取消処分後２年を経過しないこと ・屋外広告物条例に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから２年を経過しないこと ・営業所ごとに業務主任者を選任していないこと ・登録事項の変更の届出をしない又は虚偽の届出をしたこと
2021年４月19日 屋外広告業（登録） さいたま市	屋外広告業の登録 さいたま市 さ広(28-1)第913号 2026年６月22日まで	・不正手段による屋外広告業者登録 ・屋外広告業登録取消処分後２年を経過しないこと ・屋外広告物条例に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから２年を経過しないこと ・営業所ごとに業務主任者を選任していないこと ・登録事項の変更の届出をしない又は虚偽の届出をしたこと
2021年７月12日 屋外広告業（登録） 東京都	屋外広告業の登録 東京都 都広(3)第856号 2026年７月11日まで	・不正手段による屋外広告業者登録 ・屋外広告業登録取消処分後２年を経過しないこと ・屋外広告物条例に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから２年を経過しないこと ・営業所ごとに業務主任者を選任していないこと ・登録事項の変更の届出をしない又は虚偽の届出をしたこと
2021年７月26日 屋外広告業（登録） 大阪市	屋外広告業の登録 大阪市 第2801号 2026年７月25日まで	・不正手段による屋外広告業者登録 ・屋外広告業登録取消処分後２年を経過しないこと ・屋外広告物条例に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから２年を経過しないこと ・営業所ごとに業務主任者を選任していないこと ・登録事項の変更の届出をしない又は虚偽の届出をしたこと
2021年８月31日 屋外広告業（登録） 札幌市	屋外広告業の登録 札幌市 第767号 2026年８月30日まで	・不正手段による屋外広告業者登録 ・屋外広告業登録取消処分後２年を経過しないこと ・屋外広告物条例に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから２年を経過しないこと ・営業所ごとに業務主任者を選任していないこと ・登録事項の変更の届出をしない又は虚偽の届出をしたこと

2021年9月5日 屋外広告業（登録） 名古屋市	屋外広告業の登録 名古屋市 （登3-1）第1041号 2026年9月4日まで	・不正手段による屋外広告業者登録 ・屋外広告業登録取消処分後2年を経過しないこと ・屋外広告物条例に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過しないこと ・営業所ごとに業務主任者を選任していないこと ・登録事項の変更の届出をしない又は虚偽の届出をしたこと
2021年6月18日 屋外広告業（登録） 仙台市	屋外広告業の登録 仙台市 第796号 2026年9月14日まで	・不正手段による屋外広告業者登録 ・屋外広告業登録取消処分後2年を経過しないこと ・屋外広告物条例に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過しないこと ・営業所ごとに業務主任者を選任していないこと ・登録事項の変更の届出をしない又は虚偽の届出をしたこと
2022年5月27日 屋外広告業（登録） 神奈川県	屋外広告業の登録 神奈川県 第748号 2027年7月31日まで	・不正手段による屋外広告業者登録 ・屋外広告業登録取消処分後2年を経過しないこと ・屋外広告物条例に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過しないこと ・営業所ごとに業務主任者を選任していないこと ・登録事項の変更の届出をしない又は虚偽の届出をしたこと
2012年10月4日 特例屋外広告業（届出） 横浜市	屋外広告業の特例届出 第1700号 2027年10月3日まで	・不正手段による屋外広告業者登録 ・屋外広告業登録取消処分後2年を経過しないこと ・屋外広告物条例に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過しないこと ・営業所ごとに業務主任者を選任していないこと ・登録事項の変更の届出をしない又は虚偽の届出をしたこと

(6) 個人情報の保護について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループは、提供するサービスに関連して取引先等の個人情報を取り扱っております。これらの個人情報については個人情報保護方針を定めることに加え、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得し、適切に管理、保護しております。

しかしながら、外部からの不正アクセス等による不測の事態によって、個人情報が社外に漏洩する可能性は排除できず、そのようなことが生じた場合には当社グループに対する社会的信用の低下や損害賠償請求等により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 知的財産権について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループでは、運営する事業に関する知的財産権の取得に努め、当社グループが保有する商標、コンテンツ等についての保護を図るとともに、知的財産権の侵害につながるような広告放映を行わないよう、掲出素材の法務・コンプライアンス審査を実施しております。しかしながら、当社グループの知的財産権が第三者から保護されない場合や、第三者から知的財産権の侵害を主張された場合において、当社グループの主張に対する防御又は紛争の解決のために費用や損失が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループでは、本書提出日現在において、事業運営及び業績に影響を及ぼす訴訟や係争は発生しておりません。法的問題の発生を最小限に抑えるために、リスク・コンプライアンス委員会の活動や役職員への教育を通じて、

リスクマネジメントに注力しております。また、クレーム管理規程を定め、クレームに対する組織的な管理体制を構築しております。

しかしながら、顧客、取引先、従業員、株主等を含む第三者の権利・利益を侵害したとして損害賠償請求等の訴訟を提起される可能性や、行政機関による調査等の対象となる可能性、又は今後の業界環境の変化や新規事業への進出、既存事業の拡大等により意図せぬ訴訟を提起される可能性があり、それらが発生した場合、当社グループの業績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害・感染症等の影響について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の屋外広告媒体は屋外に設置されていることもあり、媒体の損壊や設備故障、停電や節電によるデジタルサイネージや照明の消灯等、自然災害の直接的あるいは間接的な影響により、サービス提供が不可能となる可能性があります。直近10年でこれらに該当する事象は発生しておらず、万が一の事態への備えとしてBCPマニュアルを定め、早期に正常な広告掲出が再開できるように図っておりますが、今後発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、感染症等の影響により、当社媒体の設置されているエリアの人流が著しく減少した場合、当社媒体への広告掲出が減少し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 競合について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

屋外広告事業は、屋外広告媒体として価値のある設置箇所が限定的、不動産オーナーへ支払う媒体料が高額となること、不動産オーナーとの強固な関係構築が必要であること、法令対応を含めたノウハウ獲得が容易でない等の理由から参入障壁が高く、当社と同様の好立地かつ大型な屋外広告媒体を複数展開する競合企業は少ない状況にあります。しかしながら将来的に、優れた競合企業の登場、競合企業によるサービス改善や付加価値が高いビジネスモデルの出現等により、当社グループの優位性が低下する可能性も否定できず、そういったケースが発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 大手広告代理店との関係について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、株式会社電通の子会社である株式会社OOHメディア・ソリューションと多くの取引があります。同社に対する2024年6月期の売上高は1,116,573千円、売上高に占める割合は27.1%となっております。現状、当社は同社と安定的な取引関係にあり、複数の役職員が定期的に交流・情報交換を行い、連携して重要顧客向けに販売戦略を練る等、親密な関係の維持・強化に努めております。

しかしながら、何らかの要因により取引関係に問題が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 与信リスクについて（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は取引先に対し、与信調査の実施、与信限度額の設定等、与信管理に努めております。また、初回取引時やアナログ媒体の販売時等に前金取引交渉を徹底し、回収リスクを低減する取組みも行っており、これまでに債権を回収できなかった事例はありません。

しかしながら、取引先の経営破綻又は信用状況の悪化により当社グループが保有する債権が回収不能になるリスクは否定できず、そういった事象が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 広告放映・掲出上のトラブルについて（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、デジタル媒体・アナログ媒体を問わず、関連設備の稼働状況や、掲出素材内容、制作内容に不備や瑕疵、欠陥等がないことの確認作業を行っており、人為的及び機械的なトラブルの発生可能性を可能な限り低減できるよう努めております。また、広告素材の審査を当社内にて実施しているほか、媒体運営時の周辺住民からのクレームについて、クレーム管理規程により適切に対応する旨定めております。他にも、万が一のトラブルへの備えとしてBCPマニュアルを定め、早期に正常な広告掲出が再開できるように図っております。

しかしながら、設備の故障や掲出素材内容、制作物等の何らかの瑕疵や欠陥、又は設置媒体へのクレーム等により広告主等に損害が生じた場合や正常な広告掲出ができなかった場合、その損害やサービスの不足分の規模に

より、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 技術革新及びメディア環境の変化について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

広告市場においてインターネット広告の成長は著しく、広告主は従前より多様な広告手段を選択できる環境となっています。当社グループは、屋外広告の良さを追求しつつ、インターネット広告との効果的な同時広告展開を可能とするサービスを提供しております。

しかしながら、今後当社グループの想定を超えて広告主によるインターネット広告の偏重が進行した場合や、日本の人口減少にともない人流に多大な変化が生じる等、屋外広告を取り巻く環境が大きく変化した場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 環境変化にともなう媒体価値の変化について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

屋外広告媒体は、設置されたエリアの環境変化による影響を大きく受ける広告媒体です。広告媒体の前にビルが建ち看板が見えなくなった、地区開発により通行者の人流が大きく変化した等の理由により、広告媒体の価値が低下する可能性があります。また、周辺住民からのクレーム等により、法規制に適合した広告媒体であっても運営ができない事案が発生する可能性があります。当社では、媒体設置エリアの周辺開発情報を積極的に収集することで、媒体価値の維持やリスク察知を図るとともに、クレーム管理規程により周辺住民からのクレームを適切に管理する社内体制を構築しております。

しかしながら、主力である屋外広告媒体の価値低下や、クレームへ適切に対応できなかった場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 主要媒体への業績の依存について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の屋外広告事業の主力はデジタル媒体であり、その中でも売上高上位3媒体（シブハチヒットビジョン（※1）、OMOSANシンクロ（※2）、ツタヤエビスパシヒットビジョン（※3））で全体の売上高の50%超を占めております。そのため、当社では主力となりうるデジタル媒体の新設に注力しており、毎年新設媒体をリリースすることで売上の拡大と収益源の分散を図っております。

しかしながら、何らかの要因により当初の計画どおりに新設媒体をリリースできなかった場合や、設置した媒体の稼働状況が当社の想定を大幅に下回った場合、また、何らかの理由で主力デジタル媒体の稼働状況が悪化等した場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

※1 渋谷スクランブル交差点前に設置された、単面かつ広告用では日本最大級の超大型デジタル媒体。渋谷エリアの様々な場所から視認できる視認範囲の広さが特徴。

※2 表参道交差点に面した合計6面を備えた、日本のファッションの中心地である表参道エリアで最大のサイズを誇る大型デジタル媒体。L字型を生かした“肉眼3D”放映が可能。

※3 大阪・道頓堀エリアに位置し、上下2面を使った放映が可能。歩行者とサイネージ面との距離が近く視認性が高い点や、視認エリアの滞留性が高い点の特徴。

(17) 媒体開発について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、「好立地」「大型」を重視し、高額な設備投資を要する屋外広告媒体の設置を行っており、また、毎年新設媒体をリリースすることで売上の拡大を図っております。

しかしながら、設置先候補や不動産オーナーとの交渉、行政との折衝等により当初の計画どおりに媒体開発が進捗しなかった場合や、設置した媒体の稼働状況が当社の想定を大幅に下回った場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(18) 複数面展開の屋外広告媒体について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、複数のビルに設置した媒体を組み合わせたセット商品を、デジタル媒体・アナログ媒体ともに複数展開しております。これら商品は複数の不動産オーナーとの賃貸借契約から成り立っておりますが、当社では予備面の設置や不動産オーナーとの関係性の維持、媒体設置ビル周辺の定期的な環境チェック等を通じて、セット商品の商品性を維持しております。

しかしながら、不動産オーナーとの関係性悪化や媒体周辺環境の変化等によりセット商品の商品性を維持できな

くなった場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(19) 不動産オーナーとの関係性について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の事業は、不動産オーナーよりビルの壁面や屋上を賃借し、賃借料を支払うとともに広告媒体を設置しております。役職員が定期的に不動産オーナーとの交流を行うことで親密な関係の維持・強化に努めており、いずれの不動産オーナーとも良好な関係性を構築できておりますので、主要媒体に係る契約解除の可能性は限定的だと考えております。

しかしながら、今後何らかの事象によって不動産オーナーと当社の関係が悪化し、主要媒体の賃貸借契約が解消された場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(20) 資金使途について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の公募増資による調達資金の使途は、国内の大型デジタル媒体設備投資への充当を計画しております。デジタル媒体の新設やリプレスの計画立案に際しては、その媒体価値や投資の必要性について詳細に検討しておりますが、事業環境の変化にともない、現在計画している資金使途を変更する場合や、計画どおり資金を使用したとしても、期待どおりの成果をあげられない場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(21) 屋外広告媒体施工・メンテナンス時の事故について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の保有する屋外広告媒体は、すべての施工・メンテナンスを外部委託しております。当社においては、仕入取引担当者が取引先の品質保証の体系や品質検査結果の情報を入手し、必要があれば当社の業務計画や媒体新設・管理工程等に支障をきたさないよう指導監督しています。また、媒体の新設施工や改修工事等において、状況に応じて途中工程での立会検査を実施しており、安全性を確認しております。

しかしながら、当社が保有する屋外媒体の落下、倒壊等により人的被害が発生した場合は、その事故の規模により当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(22) 財務上のリスクについて（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループの資金調達の状況は、有利子負債が2025年3月末では1,676,542千円となっており、総資産に占める有利子負債の比率は27.5%となっております。また、自己資本比率は50.7%であります。当社は複数の金融機関と友好的な関係を継続しておりますが、今後の事業展開や経済情勢、経営環境の変化等によって、機動的に資金調達を行うこともあり、有利子負債の金利負担が増加した場合や調達金利が上昇した場合、新たに計画した資金調達が不調に終わった場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(23) 固定資産の減損について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社では、広告媒体ごとに固定資産を認識しており、営業活動から生じる損益、回収可能価額を著しく低下させる事象、経営環境の著しい悪化の有無等により、減損の兆候の有無を把握しております。減損の兆候がある広告媒体が十分な将来キャッシュ・フローを創出できないと判断される場合には減損損失を計上することも予測され、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(24) 配当政策について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な政策の一つと考えており、企業価値を最大化するための中長期的な取組みや事業拡大に必要な内部留保とのバランスを勘案し、継続的かつ安定的な株主還元を実施していくことを基本方針としております。

当社は毎年配当を計画しておりますが、将来的には一層の事業拡大を目指すことが株主に対する利益還元につながるとの考えから内部留保の充実を図る等、配当政策の方針転換を行う場合があります。

(25) 繰延税金資産について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループは、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得等を見積り、回収可能性があると

判断した範囲内で繰延税金資産を計上しております。しかしながら、実際の課税所得が見積りと異なることで繰延税金資産の全部又は一部の回収可能性がないと判断され、繰延税金資産を減額することになった場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(26) 株式の流動性について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は新規上場時において29.72%となる見込みです。今後は、公募増資による当社の事業計画に沿った成長資金の調達、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売上が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(27) 新株予約権に関するリスクについて（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、中長期のインセンティブプランとして、当社の役職員に対するストック・オプション制度を採用し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の決議において承認を受け、新株予約権を取締役、従業員に対して付与しております。

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は5,560,000株、新株予約権による潜在株式数は710,400株（発行済株式総数に対する割合12.8%）であり、これら当該新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、本書提出日現在において、売出人である深井英樹、安田仁裕、勝山宏哉、高橋徹及び大岩義典の保有する新株予約権による潜在株式数は合計656,800株（発行済株式総数に対する割合11.8%）に相当しますが、当該5名は、本売出しによって得た資金の一部を各々が保有する新株予約権の行使代金に充当することで、安定株主比率の向上を目的とした新株予約権の行使を行い、取得した株式を継続保有する方針であります。

実際に当該行使が行われた場合には当社の1株当たりの株式価値の希薄化が進む可能性があります。

なお、当社では、今後も優秀な人材確保のために、同様なインセンティブプランを継続して実施していく方針を有しており、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(28) 特定人物への依存について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

創業者兼代表取締役会長である松丸は当社事業に関する専門的な知識、技術、経験を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において、屋外広告に関する専門的な知識や経験を活かした意見を述べる等の重要な役割を果たしております。当社グループでは、取締役会やその他会議体においてその他の役職員への情報共有や権限移譲を進める等の組織体制の強化を図りながら、特定人物に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、何らかの理由により松丸が経営、業務執行を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(29) 海外進出について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社はシンガポールに連結子会社であるHIT SINGAPOREを設置し、ASEAN諸国における事業展開を計画しており、2027年6月期には屋外広告事業での売上計上を目指しております。また、ASEANでデジタル媒体の保有・新設を行うための媒体開発資金として、当社よりHIT SINGAPOREに対し、2026年6月期の100百万を皮切りに総額300百万円の投融資を、2028年6月期までに行う予定です。ASEANにおける広告市場調査を詳細に実施し、進出先における協力者の選定を慎重に行う等、事業展開に際しての準備には万全を期してまいりますが、進出先における政治的・社会的・経済的混乱や予測不可能な法令変更等を含むなんらかの要因により、当社子会社の海外事業戦略の変更を余儀なくされた場合、将来的な当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(30) 代表取締役の海外滞在について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：小）

当社代表取締役会長である松丸敦之は、当社子会社であるHIT SINGAPOREの社長を兼任し、広告市場調査や現地パートナーの開拓のため、1年のうち半分以上、現地滞在する体制をとっております。このような体制を採用した理

由として、以下の3点が挙げられます。

① ASEAN進出を通じた事業拡大

長期的に当社が大きく飛躍するために、ASEANでの屋外広告事業の展開は不可欠であると判断しております。そのため、シンガポールに法人を置くことで、今後ASEANにて媒体獲得交渉を行う場合や協業先の現地資本企業を探す場合に一定の信用力を有して交渉ができるというメリットを享受できると考えております。また、現地での本格的な事業展開時の準備期間を短縮できる点や現地人材確保等の点においても有利に働くことが期待されます。

② 屋外広告媒体に造詣の深い人員の配置

松丸を現地に滞在させている理由としては、当人の長年にわたる業界経験に基づき、マクロでの屋外広告市場調査能力、ミクロでの屋外媒体の市場調査能力、現地パートナーとの交渉力等において最適な人材であり、加えて媒体開発までのリードタイム、収益を生み出せる屋外媒体の発掘力、費用対効果等に関してもメリットを生み出せると総合的に評価したためであります。

③ 海外進出を果たす上で現地情報の精緻な把握が必須

屋外広告は、電波や印刷物を介して広範囲に伝達されるマスメディアの広告や、世界中どこにいても同質的に伝達されるインターネット広告とは異なり、広告媒体がどこにあるのか、そこはどんな場所なのか、ということが重要視される広告媒体であり、人流が多く視認性に優れた好立地での媒体確保ができるか否かが、屋外広告事業の成否を分けるポイントです。そのため、長期滞在を通じて、進出候補先の現地の情勢を常に把握しておくことが望まれます。広告コンテンツに関しても、どのようなメッセージやクリエイティブが好まれるのか（あるいは嫌われるのか）について、法令等の規制や文化的側面も含めて深く理解する必要があります。

以上の理由に加えて、松丸は情報収集能力や分析力に長けていることから、現地に長期滞在することは重要かつ効率的だと考えております。今後HIT SINGAPOREでは、従来よりも具体的な媒体開発に直結した活動が行われていく予定で、その存在意義はさらに高まるものと考えております。なお、ASEANの事業が後継者育成も含めて軌道に乗った際には、松丸を中心とした海外体制を解消する予定です。また、当社グループでは子会社の撤退基準（累積損失3億円以上かつ3年連続で営業赤字）を設けており、この基準を満たした場合、黒字化の目途が立つかどうかを含めた総合的な判断を行い、取締役会で撤退の決議を行うこととなっております。HIT SINGAPOREについては、新規デジタル媒体の稼働の始期となる2027年6月期を基準とする予定です。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第34期連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

a 資産

当連結会計年度末における流動資産は3,803,987千円となり、前連結会計年度末に比べ703,141千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が867,933千円増加したことによるものであります。固定資産は2,501,693千円となり、前連結会計年度末に比べ683,615千円増加いたしました。これは主に、看板設備の新設・改修にともなう建物及び構築物が708,354千円増加したことによるものであります。この結果、総資産は、6,305,681千円となり、前連結会計年度末に比べ1,386,756千円増加いたしました。

b 負債

当連結会計年度末における流動負債は1,782,131千円となり、前連結会計年度末に比べ281,479千円増加いたしました。これは主に、広告掲出に係る役務が増加し契約負債が182,804千円増加したことによるものであります。固定負債は1,936,711千円となり、前連結会計年度末に比べ234,851千円増加いたしました。これは主に、長期借入金が328,590千円増加したことによるものであります。この結果、負債合計は、3,718,843千円となり、前連結会計年度末に比べ516,330千円増加いたしました。

c 純資産

当連結会計年度末における純資産合計は2,586,837千円となり、前連結会計年度末に比べ870,426千円増加いたしました。これは主に、当期純利益が増加したことにより利益剰余金が863,342千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は40.9%（前連結会計年度末は34.8%）となりました。

第35期中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

a 資産

当中間連結会計期間末における流動資産は3,704,819千円となり、前連結会計年度末に比べ99,168千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が268,070千円減少の他、売上高の増加にともない売掛金が200,724千円増加したことによるものであります。固定資産は2,453,985千円となり、前連結会計年度末に比べ47,707千円減少いたしました。これは主に、減価償却等により建物及び構築物が44,773千円減少したことによるものであります。この結果、総資産は6,158,804千円となり、前連結会計年度末に比べ146,876千円減少いたしました。

b 負債

当中間連結会計期間末における流動負債は1,544,794千円となり、前連結会計年度末に比べ237,337千円減少いたしました。これは主に、広告掲出に係る役務が減少し契約負債が197,164千円減少したことによるものであります。固定負債は1,645,327千円となり、前連結会計年度末に比べ291,384千円減少いたしました。これは主に、長期借入金が242,721千円減少したことによるものであります。この結果、負債合計は3,190,121千円となり、前連結会計年度末に比べ528,721千円減少いたしました。

c 純資産

当中間連結会計期間末における純資産合計は2,968,682千円となり、前連結会計年度末に比べ381,845千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益により利益剰余金が383,177千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は48.1%（前連結会計年度末は40.9%）となりました。

第35期第3四半期連結累計期間(自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)

a 資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は3,702,888千円となり、前連結会計年度末に比べ101,099千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が減少したことによるものであります。固定資産は2,404,483千円となり、前連結会計年度末に比べ97,210千円減少いたしました。これは主に有形固定資産が減少したことによるものであります。この結果、総資産は6,107,371千円となり、前連結会計年度末に比べ198,309千円減少いたしました。

b 負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は1,514,157千円となり、前連結会計年度末に比べ267,973千円減少いたしました。これは主に未払法人税等の減少によるものであります。固定負債は1,492,542千円となり、前連結会計年度末に比べ444,168千円減少いたしました。これは主に長期借入金が増加したことによるものであります。この結果、負債合計は3,006,700千円となり、前連結会計年度末に比べ712,142千円減少いたしました。

c 純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は3,100,671千円となり、前連結会計年度末に比べ513,833千円増加いたしました。これは主に、利益剰余金が増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第34期連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当連結会計年度における我が国の経済は、足踏みもみられますが、緩やかな回復が続いている状況にあります。今後についても、33年ぶりとなる高水準の賃上げや好調な企業収益、また、定額減税を始めとする各種政策効果に支えられ、円安等にもともなう輸入物価の上昇の影響等には注意する必要があるものの、民間需要主導の緩やかな回復が続くと見込まれています。

広告業界においては、経済産業省が2024年7月に発表した「特定サービス産業動態統計調査」によると、2023年度の広告業全体の売上高は前年度比で99.1%と、前年度をわずかに下回る結果となりました。一方で、当社グループが取扱う屋外広告及び交通広告は、前年度比110%を超える売上高となっており、インターネット広告の前年比売上高104.5%を超える結果となりました。また、株式会社電通の「2023年日本の広告費」によると、2023年の屋外広告費市場は前年比101.5%の2,865億円となっており、都市部を中心に掲載量が堅調に推移し、特に渋谷、新宿、表参道等都心エリアで屋外ビジョンの需要が大きく伸びました。

このような事業環境の下、当社は前期に続き、渋谷にて自社媒体と他社周辺ビジョンとの連動放映を行うシンクロ放映サービスを多く受注いたしました。また、池袋ヒットビジョンを11月に稼働開始し、販売を強化してまいりました。加えて中国系企業への営業強化や、屋外広告に特化したクリエイティブの企画・制作、自社媒体を軸とした他の広告メディアとの連動企画といった新規事業を展開すべく、前期に引き続き人員の補充や体制の整備、販売の強化を行いました。

当連結会計年度における業績は、売上高4,122,330千円（前連結会計年度3,435,519千円）、売上総利益2,613,718千円（同2,187,056千円）、営業利益1,397,145千円（同1,137,216千円）、経常利益1,403,783千円（同1,135,442千円）となっております。また今年度は、固定資産除却損、減損損失等の計上により特別損失26,679千円の計上をし、税金等調整前当期純利益は1,381,107千円（同1,086,688千円）、当期純利益は935,622千円（同755,461千円）となっております。

なお、当社グループの事業は、広告事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載しておりません。

第35期中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

当中間連結会計期間における我が国の経済は、一部に足踏みが残るものの緩やかに回復している状況にあります。先行きについても、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続にともなう影響等、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっていることや、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

広告業界においては、経済産業省が2025年2月に発表した「特定サービス産業動態統計調査」によると、広告業界全体の売上高は2024年7月から12月までの6ヶ月間、前年同月を上回るか同等の水準で推移しており、当社が取扱う屋外広告の売上高についても、毎月前年同月を上回って推移しております。

このような事業環境の下、当社グループは当中間連結会計期間を通じて繁華街デジタル媒体の稼働が堅調に推移した一方、2023年にあった年末の大型案件と同等の案件が2024年末には獲得できなかったこと等により、当中間連結会計期間における業績は、売上高2,235,713千円、売上総利益1,415,729千円、営業利益735,783千円、経常利益729,720千円、税金等調整前中間純利益は729,720千円、親会社株主に帰属する中間純利益は480,477千円となっております。

なお、当社グループの事業は、広告事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載しておりません。

第35期第3四半期連結累計期間(自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)

当第3四半期連結累計期間における我が国の経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している状況にあります。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策等アメリカの政策動向による影響等が、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある状況です。

広告業界においては、総務省が2025年4月に発表した「サービス産業動態統計調査」によると、2025年2月までの当第3四半期連結累計期間の広告業界全体の売上高は前年比で105.0%と、前年を上回る結果となりました。

このような事業環境の下、当社グループは当第3四半期連結累計期間を通じて繁華街デジタル媒体の稼働が堅調に推移した一方、年末の大型案件の減少等により、当第3四半期連結累計期間における業績は、売上高3,160,869千円、売上総利益1,931,901千円、営業利益909,384千円、経常利益900,677千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は616,022千円となっております。

なお、当社グループの事業は、広告事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載しておりません。

③ キャッシュ・フローの状況

第34期連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、税金等調整前当期純利益、長期借入金の借入による収入等により、前連結会計年度末に比べ795,928千円増加し、2,852,057千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

a 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は1,513,674千円(前年同期は978,038千円の資金増加)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益1,381,107千円によるものであります。

b 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は999,226千円(前年同期は245,497千円の資金減少)となりました。これは主に、看板設備の新設・改修にともなう有形固定資産の取得による支出914,046千円によるものであります。

c 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は274,141千円(前年同期は182,966千円の資金減少)となりました。これは主に、設備投資のため調達した長期借入金の借入による収入900,000千円によるものであります。

第35期中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、2,269,983千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

a 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は282,504千円となりました。これは主に税金等調整前中間純利益の計上729,720千円、売上高の増加にともなう売上債権の増加200,724千円及び法人税等の支払282,922千円によるものであります。

b 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は413,291千円となりました。これは主に定期預金の預入による支出314,003千円及び看板設備の新設・改修にともなう有形固定資産の取得による支出99,583千円によるものであります。

c 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は449,852千円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出274,179千円及び配当金の支払による支出97,300千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c 販売実績

第34期連結会計年度、第35期中間連結会計期間及び第35期第3四半期連結累計期間における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは、広告事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業の名称	当連結会計年度 (千円)	前期比 (%)	当中間連結会計期間 (千円)	当第3四半期 連結累計期間 (千円)
広告事業(千円)	4,122,330	120.0	2,235,713	3,160,869
合計	4,122,330	120.0	2,235,713	3,160,869

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第33期 連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)		第34期 連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)		第35期 中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)		第35期第3四半期 連結累計期間 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社OOHメディア・ソリューション	1,054,230	30.7	1,116,573	27.1	564,784	25.3	782,688	24.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 経営成績等に関する認識及び分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」及び「② 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

b 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループ経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 3. 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

② キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

③ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループにおける主な資金需要は、看板設備の新設・改修への投資であります。これらの資金需要につきましては、自己資金を基本としつつ、必要に応じて、金融機関等からの借り入れによる資金調達にて対応する方針であります。なお、当連結会計年度における、金融機関等からの借入金は900,000千円となっております。

流動性について、当連結会計年度末において2,852,057千円の現金及び現金同等物を保有し、当社グループの事業運営上十分な流動性を確保していると考えております。

④ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項」に記載しております。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

a 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異が将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、将来の利益計画に基づく課税所得の十分性、将来加算一時差異の十分性等を満たしている場合に、将来減算一時差異が将来の税金負担額を軽減する効果を有するものとしております。

これらの判断は、将来の利益計画に基づく課税所得、一時差異等の解消見込年度等の見積りに依存するため、将来の不確実な経済条件の変動等によりこの見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

b 固定資産の減損

固定資産の減損は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グ

グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識することとし、帳簿価額を回収可能価額まで減額させた当該減少額を減損損失として測定しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定を行うにあたっては、過年度の実績や事業計画等に基づく資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フロー、割引率、回収可能価額等の見積りに依存するため、将来の不確実な経済条件の変動等によりこの見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、減損損失が発生する可能性があります。

⑤ 経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

賃貸借契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社 ヒット(当社)	有限会社大林 有限会社外川ビル	東京都 渋谷区	2024年 5月21日	2024年6月1日から5 年、以後5年ごとの自 動更新	大外ビルに関する広 告塔設置契約
株式会社 ヒット(当社)	東京ビルディング株式会社	東京都 新宿区	2023年 4月28日	2022年8月10日から5 年、以後5年ごとの自 動更新	渋谷パークサイド共 同ビルに関する屋上 使用契約
株式会社 ヒット(当社)	東京ビルディング株式会社	東京都 新宿区	2023年 4月28日	2022年8月10日から5 年、以後5年ごとの自 動更新	渋谷パークサイド共 同ビルに関する壁面 使用契約
株式会社 ヒット(当社)	カルチュア・コンビニエン ス・クラブ株式会社	大阪府 枚方市	2021年 4月1日	2021年4月1日から 2027年3月31日まで	TSUTAYA EBISUBASHI 壁面LEDパネル広告掲 載に関する契約書
株式会社 ヒット(当社)	北村ビル管理組合	東京都 港区	2021年 5月19日	2021年6月11日から4 年、以後1年ごとの自 動更新	北村ビルに関する屋 上使用契約

(注) 対価として賃料を支払っております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第34期連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当連結会計年度は966,682千円の設備投資を行いました。主要な設備投資は看板設備の新設・改修及び本社移転にともなう内装工事であります。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。また、重要な設備の除却又は売却はありません。

第35期中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

当中間連結会計期間は74,892千円の設備投資を行いました。主要な設備投資は看板設備の改修であります。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。また、重要な設備の除却又は売却はありません。

第35期第3四半期連結累計期間(自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)

当第3四半期連結会計期間は97,288千円の設備投資を行いました。主要な設備投資は看板設備の改修であります。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。また、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

第34期連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

(1) 提出会社

2024年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び 構築物	工具器具 及び 備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	本社機能	74,915	8,740	—	23,061	4,337	111,055	82
東京都内 デジタル看板	看板設備	1,413,390	8,123	—	—	918	1,422,432	—
大阪府内 デジタル看板	看板設備	169,829	1,886	—	—	176	171,892	—

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 本社の設備として建物を賃借しております。年間賃借料は70,266千円であります。
3. 従業員は就業人員であり、契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 在外子会社

2024年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	工具器具 及び 備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
HIT SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポ ール共和国	業務設備	—	250	—	9,978	—	10,229	1

(注) 現在休止中の主要な設備はありません。

第35期中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

当中間連結会計期間において、新設、休止、大規模修繕、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

第35期第3四半期連結結果計期間（自 2024年7月1日 至 2025年3月31日）

当第3四半期連結結果計期間において、新設、休止、大規模修繕、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年4月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
東京都内 デジタル看板	看板設備 (首都高速デジタルLED ボードリプレイス工事2 面)	70,000	0	自己資金 増資資金	2025年 7月	2025年 9月	老朽化にともな うリプレイスの ため、増加なし
東京都内 デジタル看板	看板設備 (渋谷・デジタル媒体)	90,000	0	自己資金 増資資金	2025年 5月	2025年 9月	デジタル媒体 満稿額増加
東京都内 デジタル看板	看板設備 (銀座・デジタル媒体)	250,000	0	自己資金 増資資金	2025年 6月	2025年 11月	デジタル媒体 満稿額増加
東京都内 デジタル看板	看板設備 (新橋・デジタル媒体)	100,000	0	自己資金 増資資金	2025年 7月	2025年 12月	デジタル媒体 満稿額増加
大阪市内 デジタル看板	看板設備 (ソタヤエビスパシット ビジョンリプレイス工事)	130,000	0	自己資金 増資資金	2025年 9月	2026年 2月	老朽化にともな うリプレイスの ため、増加なし
東京都内 デジタル看板	看板設備 (品川・デジタル媒体)	100,000	0	自己資金 増資資金	2027年 2月	2027年 7月	デジタル媒体 満稿額増加
東京都内 デジタル看板	看板設備 (秋葉原・デジタル媒体)	150,000	0	自己資金 増資資金	2027年 6月	2027年 11月	デジタル媒体 満稿額増加
東京都内 デジタル看板	看板設備 (東京都内・デジタル媒体)	250,000	0	自己資金 増資資金	2027年 7月～12月	2028年 1～6月	デジタル媒体 満稿額増加
大阪市内 デジタル看板	看板設備 (大阪市内・デジタル媒体)	150,000	0	自己資金 増資資金	2027年 7月～12月	2028年 1～6月	デジタル媒体 満稿額増加
ASEAN デジタル看板	看板設備 (ASEAN・デジタル媒 体)	100,000	0	自己資金	2026年 1月	2026年 6月	デジタル媒体 満稿額増加
ASEAN デジタル看板	看板設備 (ASEAN・デジタル媒 体)	100,000	0	自己資金	2027年 1月～6月	2027年 7～12月	デジタル媒体 満稿額増加
ASEAN デジタル看板	看板設備 (ASEAN・デジタル媒 体)	100,000	0	自己資金	2027年 7月～12月	2028年 1～6月	デジタル媒体 満稿額増加
本社 (東京都中央 区)	基幹システム・放映管理シ ステム	100,000	0	自己資金	2026年 7月	2028年 6月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 当社は広告事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,240,000
計	22,240,000

(注) 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、またこれにともなう定款の変更を行い、発行可能株式総数は22,090,000株増加し、22,240,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,560,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	5,560,000	—	—

(注) 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は5,532,200株増加し、5,560,000株となっております。また、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2022年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社取締役 5 当社従業員 1
新株予約権の数(個) ※	3,032 [3,032]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,032 [606,400] (注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	65,000 [325] (注)2、5、6
新株予約権の行使期間 ※	2022年3月31日～2034年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 65,000 [325] 資本組入額 32,500 [162.5] (注)5、6
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 最近事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる①から④のいずれかの事由が生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができないものとする。

① 65,000円(ただし、今後、株式の分割・併合等が実行された場合は別途定める方式での調整後の価格)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき。

② 65,000円(ただし、今後、株式の分割・併合等が実行された場合は別途定める方式での調整後の価格)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき。

③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、65,000円(ただし、今後、株式の分割・併合等が実行された場合は別途定める方式での調整後の価格)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。

④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値65,000円(ただし、今後、株式の分割・併合等が実行された場合は別途定める方式での調整後の価格)を下回る価格となったとき。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注) 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
以下に準じて決定する。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 2022年 3 月 22 日開催の取締役会決議により、2022年 4 月 15 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 2025年 2 月 14 日開催の取締役会決議により、2025年 3 月 7 日付で 1 株につき 200 株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2023年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社取締役 5 当社従業員 60 [57]
新株予約権の数(個) ※	526 [520]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 526 [104,000] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	130,000 [650] (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2025年7月28日～2033年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 130,000 [650] 資本組入額 65,000 [325] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日（2024年6月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はございません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所（特定取引所金融商品市場を除く）に上場された場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、これらに該当する直前に手続き上の観点から事前に新株予約権の権利行使する必要がある場合等正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の条件を充たして権利行使可能となるまでの間、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
以下に準じて決定する。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年3月7日付で1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年4月15日	13,900	27,800	—	29,500	—	19,500
2025年3月7日	5,532,200	5,560,000	—	29,500	—	19,500

- (注) 1. 2022年4月15日に普通株式1株を2株に株式分割したことにより、13,900株増加しております。
2. 2025年3月7日に普通株式1株を200株に株式分割したことにより、5,532,200株増加しております。

(4) 【所有者別状況】

2025年4月30日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	31	32	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	12,400	—	—	43,200	55,600	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	22.3	—	—	77.7	100.0	—

- (注) 1. 2025年3月6日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し2025年3月7日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は5,532,200株増加し、発行済株式総数は5,560,000株となっております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,560,000	55,600	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,560,000	—	—
総株主の議決権	—	55,600	—

- (注) 1. 2025年3月6日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し2025年3月7日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は5,532,200株増加し、発行済株式総数は5,560,000株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策の一つと考えており、企業価値を最大化するための中長期的な取組みや事業拡大に必要な内部留保とのバランスを勘案し、継続的かつ安定的な株主還元を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の配当を行う場合、年1回、期末に配当を行うことを基本方針としており、その他年1回、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度末の配当につきましては、株主還元基本方針を踏まえ、内部留保、配当性向等を総合的に勘案し、1株あたり3,500円（普通配当）といたしました。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への資金として有効に活用していくこととしております。

なお、2023年6月期及び2024年6月期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2023年9月26日定時株主総会	72,280	2,600.00
2024年9月27日定時株主総会	97,300	3,500.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置づけており、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を推進することにより、企業価値の向上を目指しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づき取締役会及び監査役会を設置しており、現行の経営体制は取締役7名、監査役3名であります。当社の取締役は12名以内とすること及び任期は1年とすることを定款で定めております。また、取締役のうち社外取締役は1名、監査役のうち社外監査役は3名であり独立した視点から経営監視を行っております。

(a) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 深井英樹が議長を務め、代表取締役会長 松丸敦之、常務取締役 安田仁裕、取締役 勝山宏哉、取締役 高橋徹、取締役 大岩義典、社外取締役 川野毅の取締役7名（うち社外取締役1名）で構成されております。原則として月1回開催される定時取締役会と必要に応じて随時開催される臨時取締役会に取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。また、業務執行から独立した立場である社外取締役の出席により、取締役会への助言・監視を行い経営監督機能の強化を図っております。2024年6月期は合計14回開催しております。

(b) 監査役会

監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役 星野正司（議長）、社外監査役 伊東正隆、社外監査役 佐藤貢の監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役会は、原則として月1回開催され、法令、定款及び監査役会規程等に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定しております。また、各監査役と監査役会は取締役の職務執行を監査することで、当社のコーポレート・ガバナンスの重要な役割を担っております。2024年6月期は合計16回開催しております。

(c) 経営会議

経営会議は、取締役会で決定された会社運営のための基本方針に基づき、重要な業務執行に関する事項について討議決定し、代表取締役社長の業務執行を補佐する機関であり、社内取締役6名とシニアマネージャー4名で構成されております。原則取締役会前日に開催しており、過半数の出席により成立し、出席者の3分の2をもって議決を行っております。2024年6月期より運用を開始し、合計12回開催しております。

(d) 内部監査室

内部監査室は、グループリーダー1名で構成されております。コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の構築・維持に関する代表取締役社長直轄の責任部署であり、内部監査規程に基づき、全社の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役社長、経営会議、取締役会に報告しております。また、内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。

(e) リスク・コンプライアンス委員会

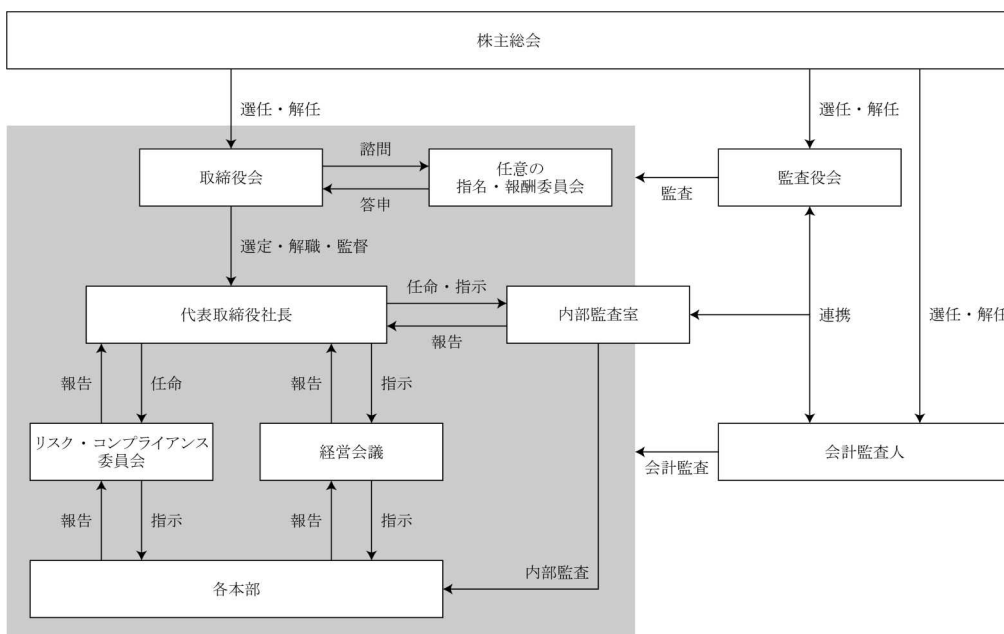
会社のリスク管理及びコンプライアンスに関する必要事項等を定め、リスクを未然に防止し、重大なコンプライアンス違反や事故等の発生にともなう、会社の損失の最小化を図ること、並びに、会社におけるリスク管理並びにコンプライアンス体制の確立、浸透及び定着を達成することを目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。本委員会は、代表取締役社長 深井英樹が委員長を務め、常務取締役

安田仁裕、取締役 勝山宏哉、取締役 高橋徹、取締役 大岩義典、常勤監査役 星野正司及び委員長が指名した者で構成されております。委員会は四半期に1回開催し、当社が直面する網羅的なリスクの検討や対応の方向性を決定し、対応状況等のモニタリングを行うとともに、リスク管理体制の整備、維持及び向上に努めております。2024年6月期より運用を開始し、合計4回開催しております。

(f) 任意の指名・報酬委員会

取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。本委員会は、取締役及び監査役である委員3名で構成され、その過半数は独立社外取締役とする旨、また委員の過半数を独立社外取締役とすることができない場合は独立社外監査役からも委員を選任し、過半数とすることが定められております。本委員会は、社外取締役 川野毅が委員長を務め、代表取締役社長 深井英樹、常勤監査役 星野正司の各委員で構成されております。本委員会は、取締役の選任、解任及び報酬等について、取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申しており、1年に2回以上開催するものとしております。2025年6月期より運用を開始し、合計3回開催しております。

<コーポレート・ガバナンス体制概略図>



b 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、透明性の確保・向上及び経営環境の変化に対する迅速な対応を図るため、上記体制を採用しております。業務執行に関しては、取締役会による監視を行っており、社外取締役1名及び社外監査役3名による助言・提言により、監視・監査体制の強化を図っております。監査役は専門的な見地から取締役の職務執行に対する監査を厳正に行っております。さらに、監査役をすべて社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

(a) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念や倫理規程、リスク・コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び社員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。また、そ

の徹底を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を設け、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同委員会を中心に役職員の教育を行っております。

内部監査担当は、リスク・コンプライアンス委員会と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査しております。また、法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報窓口を社内外に設置しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程及び稟議規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるようになっております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理を体系的に規定するリスク・コンプライアンス規程を定め、リスク管理を推進する体制としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役に報告しております。

情報セキュリティに関する規程等を整備し、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努めております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に従い、取締役会を定期的に、また必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

職務分掌規程、職務権限規程等に業務執行の手続きを簡明に定め、効率的な業務執行を行っております。

(e) 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の管理に関して責任を負う取締役を定め、子会社管理規程に基づいて子会社を管理する体制としております。

子会社を当社の内部監査担当による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制としております。

(f) 監査役会がその補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する体制並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき社員を指名することとしております。指名を受けた社員は監査役の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとしております。

監査役の職務を補助すべき社員を置いた場合、その社員の人事異動、人事評価に関しては、監査役の意見を尊重することとしております。

監査役の職務を補助すべき社員を置いた場合、その社員が監査役の指揮命令に従う旨を役職員に周知させ、会議等への出席により、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与することとしております。

監査役の職務を補助すべき社員を務めたことをもって不利な取扱いをしないことを会社は保証し、その旨を役職員に周知徹底しております。

(g) 取締役及び社員が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役又は社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告する体制としております。

(h) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書を整備し、関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

(i) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、当社取締役及び社員で、取引を開始しようとする者は、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始しております。また、取引先がこれらとかかわる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消することとしております。

管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行っております。また、取締役及び社員が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っております。あわせて、役職員に向けた反社チェックルールの徹底と反社への取組みについての説明及び研修を実施しております。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、反社会的勢力対策規程に従い、警察、顧問法律事務所、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

b リスク管理体制の整備の状況

(a) リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況

当社ではリスク・コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社事業を取り巻く網羅的なリスクを管理・評価しております。具体的には、網羅的なリスクを記載したリスク一覧を作成し、各リスクの重要性・財務報告に与える影響の程度、発生可能性の程度、期中に報告された問題点、過去の評価結果及び過去に発生した不正等の分析、業界の動向、関連法令の改正、新しい会計制度の導入等の情報も踏まえたリスク評価を実施しております。

また、コンプライアンス体制についても、リスク・コンプライアンス委員会のもと、組織及び体制の検討、諸規程の整備、社員へのコンプライアンス教育研修計画について検討を行い、必要に応じて取締役会への報告と提案を行っております。

(b) 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報を各種漏洩リスクから守るため、個人情報保護方針を定め、当社Webサイトに掲載しております。また、当社の情報資源を社内外の脅威から保護し、情報セキュリティを維持向上させるために、情報管理規程及び情報システム運用細則を定めるとともに、個人情報保護法を遵守するため、当社で保存する個人情報について個人情報保護規程を定めております。加えて、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得しております。

c 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定めており、重要な経営事項や業務執行の状況について、当社取締役会での承認及び報告を行っております。また、当社の内部監査規程に基づき、内部監査室が定期的に子会社監査を実施しております。

HIT SINGAPOREの社長を松丸が兼任していることにともなう、兼務の状況に関するモニタリング体制等は以下のとおりです。

(a) 利益相反防止体制

当社及びHIT SINGAPORE取締役の参加する隔週ミーティングを実施しており、HIT SINGAPOREに係る承認事項の相談及び報告を行っているほか、子会社管理規程に基づき必要事項は当社取締役会での決議・報告を行っております。当該決議に際しては、HIT SINGAPORE社長である松丸及びHIT SINGAPORE Directorである大岩義典取締役管理本部長を除いた取締役5名（うち社外取締役1名）によって意思決定を行うことにより、利益相反を防止する体制を構築しております。

また、松丸が関与する取引を行う場合には、当該取引に係る事前申請を必須としているほか、事前精算と支払の突合にて取引の把握を行っております。なお、過去に事前共有や申請なしで経費が使用されたことはございません。

加えて、取締役会、監査役会及び内部監査において、利益相反に係る事項をモニタリングする体制を構築

しています。

(b) 代表取締役業務への支障の有無

当社では毎朝部門間で情報共有・情報交換・報告・連絡・相談を行う場としての幹部ミーティングを行っており、松丸も海外滞在中はオンラインにて参加しております。また、当社の国内事業は代表取締役社長の深井英樹が実質的に統括しており、松丸は深井を始めとした幹部社員とのコミュニケーションを日々緊密に行っており、業務執行に問題は生じていません。

(c) モニタリングの具体的なチェック項目

当社では、上記(a)や(b)の確認・検証を含めて、HIT SINGAPOREに対し取締役会、監査役会及び内部監査にてモニタリングを実施しております。具体的なチェック項目は以下のとおりです。

内部監査室

確認事項	モニタリング観点
業務執行状況	業務日報を通じて、適切な業務執行が行われているか
資金使途	不適切な経費使用はないか
稟議決裁状況	必要な稟議について、適時適切に決裁が行われているか

取締役会・監査役会

確認事項	モニタリング観点
報告・相談の状況	適切な報告・相談が行われ、必要事項は取締役会での承認・報告が行われているか
重要会議体への関与状況	取締役会・経営会議等の重要会議体へ適切に関与しているか
活動状況	利益相反行為等は発生していないか
その他	上記事象に限らず、代表取締役会長の兼務が当社経営に影響を及ぼしていないか

d 取締役及び監査役の実任等に関する事項

当社は、取締役1名と監査役3名全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

e 取締役に関する事項

(a) 取締役の定数

当社の取締役は12名以内と定款で定めております。なお、取締役の資格制限について定款上の定めはありません。

(b) 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款にて定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとしております。

f 取締役会で決議できることとした株主総会決議事項

(a) 取締役・監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(b) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(c) 剰余金の配当

当社は、機動的な利益還元を可能とすることを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

④ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は定時取締役会を月1回開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松丸 敦之	14回	14回
深井 英樹	14回	14回
安田 仁裕	14回	14回
勝山 宏哉	14回	14回
高橋 徹	14回	14回
大岩 義典	14回	14回
川野 毅	14回	14回

取締役会では、事業計画、予算立案、内部統制及び決算の承認等の経営上重要な事項に関する意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。

⑤ 任意の指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は任意の指名・報酬委員会を未開催です。

2025年6月期において当社は任意の指名・報酬委員会を3回開催しており、個々の任意の指名・報酬委員会の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
川野 毅	3回	3回
深井 英樹	3回	3回
星野 正司	3回	3回

任意の指名・報酬委員会では、取締役会の諮問に応じて、取締役会の構成及びバランスについての考え方、取締役の選任及び解任に関する方針及び手続き、取締役の報酬等に関する方針及び基準等について審議を行います。なお、2025年6月期におきましては、当社の経営戦略を実現するための組織体制、定性的・定量的要素を考慮した取締役の報酬体系及び個人別の報酬額についての検討を行いました。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 10名 女性 一名（役員のうち女性の比率 一％）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役会長	松丸 敦之	1964年11月22日生	1984年3月 東京佐川急便株式会社入社 1989年12月 株式会社内外事業社入社 1991年2月 当社設立 代表取締役就任 2022年7月 当社代表取締役会長就任（現任） 2022年7月 HIT SINGAPORE PTE. LTD. 社長（現任）		(注) 3	3,452,800
代表取締役社長	深井 英樹	1964年4月22日生	1988年4月 日興證券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社 1991年11月 株式会社メックス入社 1993年5月 同社取締役就任 1997年6月 同社代表取締役社長就任 1998年5月 株式会社ブレイントラスト設立 代表取締役社長就任 2007年9月 株式会社小松ライト製作所（現ボーンズ株式会社）入社 代表取締役社長就任 2011年6月 同社取締役会長就任 2016年10月 当社入社 専務取締役就任 2022年7月 当社代表取締役社長就任（現任）		(注) 3	314,000
常務取締役	安田 仁裕	1958年8月19日生	1983年4月 日興證券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社 1999年4月 株式会社Olympic（現株式会社Olympicグループ）入社 2005年4月 株式会社バリュートリエーション入社 2006年12月 エイチ・エス証券株式会社（現Jトラストグローバル証券株式会社）入社 2015年4月 株式会社アクアリンク社外取締役就任 2015年6月 株式会社フォーシックス代表取締役就任（現任） 2015年6月 ディーエムソリューションズ株式会社常勤監査役就任 2017年7月 当社社外取締役就任 2021年9月 当社入社 常務取締役兼営業本部長就任（現任）		(注) 3	43,600
取締役	勝山 宏哉	1965年6月22日生	1989年4月 日興証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社 2009年10月 株式会社ティア入社 2011年3月 個人事業主（アフラック保険代理店運営） 2017年2月 当社入社 2017年7月 当社取締役就任（現任）		(注) 3	26,000
取締役	高橋 徹	1964年7月21日生	1988年4月 日興証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社 2005年7月 株式会社インテグレックス入社 2008年1月 エイチ・エス証券株式会社（現Jトラストグローバル証券株式会社）入社 2018年1月 当社入社 2018年7月 当社取締役就任（現任）		(注) 3	10,000
取締役	大岩 義典	1977年9月29日生	1999年4月 株式会社タイタス・コミュニケーションズ（現JCOM株式会社）入社 2003年1月 株式会社ブレイントラスト入社 2005年11月 同社取締役就任 2008年1月 建通エンジニアリング株式会社（現株式会社ケンツー）代表取締役社長就任 2018年6月 当社入社 2018年7月 当社取締役就任（現任） 2021年4月 HIT SINGAPORE PTE. LTD. 社長就任 2022年7月 HIT SINGAPORE PTE. LTD. 取締役就任（現任）		(注) 3	8,000
取締役	川野 毅	1953年2月27日生	1976年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1999年9月 株式会社ニューオータニ（現株式会社ニュー・オータニ）出向 2000年6月 同社取締役経営管理室長就任 2001年4月 株式会社ニューオータニ（現株式会社ニュー・オータニ）転籍 2008年6月 同社代表取締役経営管理室長就任 2008年6月 株式会社大谷工業入社 取締役就任 2012年6月 株式会社ニューオータニ（現株式会社ニュー・オータニ）常勤監査役就任 2012年6月 株式会社大谷工業取締役副会長就任 2014年7月 当社社外取締役就任（現任） 2016年2月 イワキ株式会社（現アステナホールディングス株式会社）社外取締役就任 2017年7月 株式会社三宅建築設計事務所取締役就任 2018年2月 株式会社メガカリオン社外監査役就任 2020年10月 同社取締役監査等委員就任 2024年2月 アステナホールディングス株式会社取締役就任（現任）		(注) 3	12,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
常勤監査役	星野 正司	1956年4月14日生	1984年9月 1988年3月 1999年5月 2005年5月 2018年7月 2018年8月 2020年9月 2023年7月	監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）社員（パートナー） 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員（シニアパートナー） 星野公認会計士事務所開設（現業） 日本エンタープライズ株式会社非常勤監査役就任（現任） 当社常勤監査役就任（現任） インシグロ株式会社社外監査役（現任） インシグロホールディングス株式会社社外監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	伊東 正隆	1947年6月6日生	1971年4月 1994年2月 1998年2月 1998年12月 2000年3月 2003年4月 2017年9月	日興證券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社（渋谷支店） 同社大阪公開引受部長就任 同社中国九州企業法人部長就任 同社名古屋企業企業法人部長就任 同社企業法人本部副本部長就任 日興ファシリティーズ株式会社（現日興企業株式会社）常任監査役兼日興プロパティーズ株式会社（現株式会社SMBC Reソリューションズ）監査役就任 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	佐藤 貢	1960年12月3日生	1985年4月 1999年4月 2001年9月 2010年7月 2020年9月	宝印刷株式会社入社 同社国内営業部横浜事務所長 同社公開開発部公開開発管理課長 同社企業成長支援部長兼管理課長 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
計						3,866,400

(注) 1. 取締役 川野毅氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 星野正司氏、伊東正隆氏、佐藤貢氏は、社外監査役であります。

3. 2025年3月6日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 2025年3月6日開催の臨時株主総会終結の時から、2028年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社は取締役7名のうち社外取締役は1名、監査役は3名全員が社外監査役であり、社外役員による当社株式の保有は、「① 役員一覧」の「所有株式数」の欄に記載のとおりです。

社外取締役 川野毅氏は、金融機関を皮切りに、内外において複数の事業会社の役員等を務めた経験を有しており、日本での経営のみならず海外事情にも精通した見識を、当社の経営に活かすべく選任しております。なお、同氏は当社の株式を12,000株保有しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 星野正司氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人における長年の経験と会計に関する専門知識を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督が期待できることから、当社の社外監査役として選任しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 伊東正隆氏は、証券会社における長年の経験と監査役としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督が期待できることから、当社の社外監査役として選任しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 佐藤貢氏は、株式上場支援・IR支援における長年の経験と豊富な知識、幅広い知見を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督が期待できることから、当社の社外監査役として選任しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する明確な基準又は方針を定めておりませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部

統制部門との関係

社外取締役は、前述のとおり毎月開催の取締役会に出席し、経営の監督を行っております。加えて、社外取締役と社外監査役は、取締役会に出席し、随時意見交換を行っております。

内部監査室は監査役会と連携を図りながら、各部門に対して内部統制全般に係る整備・運用状況の評価を実施し、代表取締役社長にその結果を報告しております。監査役は、期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる監査役監査を実施しております。

内部監査室と監査役は、内部監査の実施状況等について情報交換を毎月行っており、監査計画及び監査結果等について共有し、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。更に内部監査室、監査役及び会計監査人は、三様監査を通じて、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、全員が社外監査役であります。なお、監査役 星野正司氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人における長年の経験と会計に関する専門知識を有しております。監査役 伊東正隆氏は、証券会社における長年の経験と監査役としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。監査役 佐藤貢氏は、株式上場支援・IR支援における長年の経験と豊富な知識、幅広い知見を有しております。

監査役監査は、代表取締役会長及び代表取締役社長との意見交換、重要な会議への出席、重要な決済書類等の閲覧、取締役等から事業報告の聴取、会計監査、日常業務監査、子会社監査、株式公開業務に関する事項、株式公開後の体制整備、その他随時必要と思われる事項を定期的かつ継続的に行うとともに、内部監査室とは定期的に打ち合わせを行い、監査の状況の確認、意見交換を行っております。また、会計監査人からは監査計画及び監査結果についての説明を受けるとともに、意見交換を実施し、連携を行っております。

当社は、監査役会を原則として月1回開催しているほか、必要に応じて随時開催しており、当事業年度における個々の監査等委員の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数(出席率)
星野 正司	16回	16回(100%)
伊東 正隆	16回	16回(100%)
佐藤 貢	16回	16回(100%)

監査役会における主な検討事項として、監査の方針及び監査計画の策定、監査報告書の作成、監査実施状況、監査結果の検討、内部統制システムの評価、内部監査の実効性等、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っており、監査役間の情報共有を行うとともに、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

また、常勤の監査役の活動として、監査役会において決定した監査役監査計画に基づき、取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議の出席、重要な文書の閲覧、子会社を含む事業拠点への視察・往査や取締役等へのヒアリング等を通じて、取締役の職務執行の適法性を中心に監査し、必要に応じて意見表明するとともに監査役会で報告しております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は代表取締役社長が直轄する内部監査室（1名）により行われております。内部監査室は、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、社内全組織及び子会社の業務執行の内部監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告され、内部監査結果に基づいて改善が必要と思われる事項については、代表取締役社長名での改善勧告と内部監査室による改善結果の確認を行っております。また、内部監査室は、内部監査の状況について定期的に監査役会への報告を行っており、常勤監査役は、随時内部監査室より内部監査計画、内部監査実施状況等につき報告を受け、情報共有を行うだけでなく、常勤監査役及び内部監査室は、随時会計監査人との意見交換の場を設け、連携を図っております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

齋藤 勝彦

宮脇 亮一

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他5名

e 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針は、当社グループの会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び適切性と当社グループの事業活動を監査する体制を有していること等を総合的に判断することとしており、PwC Japan有限責任監査法人が当社の監査法人として適当であると判断し選定しております。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

さらに、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づく確認を行い、会計監査における連携活動等を踏まえた総合的な判断に基づき、監査役会において評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	12,000	—	15,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	12,000	—	15,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の規模や業種、監査日数等を勘案した上で、監査役会の同意を得て決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

最近事業年度の末日においては、会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社ではないため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、役員報酬については株主総会の決議により定められた取締役及び監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。

当社の役員報酬の限度額は2017年9月26日開催の第27期定時株主総会において決議されております。取締役にについては年額5億円以内（決議時点の取締役の員数は9名）、監査役については、年額1億円以内（決議時点の監査役の員数は2名）であり、本書提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役7名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

また、当社では取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。本委員会は、取締役の選定、解職及び報酬等について、取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申しております。

取締役の個別の報酬につきましては、代表取締役社長 深井英樹にて作成した素案を元に、任意の指名・報酬委員会にて審議し、取締役会に上申することとしております。個別報酬の素案は、每期設定される売上高、営業利益、売上高成長率、営業利益成長率等の業績数値目標、媒体投資計画、人員計画、媒体稼働率等の定量的な目標及び各役員に期待される定性的な目標の達成度を元に多面的に評価し決定するものとし、取締役ごとの貢献度に応じて最大25%の範囲内で固定報酬を増減させることができることとしております。

当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における活動内容は以下のとおりです。

2024年12月24日：任意の指名・報酬委員会において取締役の報酬体系並びに報酬決定の方針等を審議

2025年2月14日：同委員会において役員陣の人選や役職、構成等及び取締役の報酬決定方法等を審議

2025年5月7日：同委員会において代表取締役社長 深井英樹にて作成した素案を元に、当社の経営戦略を実現するための組織体制、定性的・定量的要素を考慮した取締役の報酬体系及び個人別の報酬額を審議し、取締役会に上申

2025年5月13日：取締役会において取締役の個別の報酬額を審議し、決議

なお、当社の役員報酬は固定報酬のみであり、業績連動報酬は採用しておりません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	296,400	296,400	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	0
社外役員	12,480	12,480	—	—	4

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の 総額	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額		
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金
松丸 敦之	108,000千円 132,000 SGD	取締役	提出会社	108,000千円	—	—
		取締役	連結子会社 HIT SINGAPORE PTE. LTD.	132,000 SGD	—	—

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有する場合には、取引関係の構築・維持・発展、業務提携や事業展開等の便益、保有にともなうリスク及び当社の資本コスト等を総合的に勘案し、個別銘柄ごとに取締役会等にて保有の合理性を検証しております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	2	272

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
楽天グループ株 式会社	100	100	取引関係の構築及び業界動向等の情報収集の ため。	無
	82	49		
イオンモール株 式会社	100	100	取引関係の構築及び業界動向等の情報収集の ため。	無
	189	294		

(注) 定量的な保有効果につきましては、その把握が困難なため、記載しておりません。保有の合理性を検証した方法につきましては、「a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」をご参照ください。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

(3) 当社の第3四半期連結会計期間(2025年1月1日から2025年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2024年7月1日から2025年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

(4) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2022年7月1日から2023年6月30日まで)及び当連結会計年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2022年7月1日から2023年6月30日まで)及び当事業年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2024年7月1日から2024年12月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

(3) 当社は、第3四半期連結会計期間(2025年1月1日から2025年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2024年7月1日から2025年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人との連携や各種関連セミナーへの参加、会計税務専門書の購読等を通じて積極的に情報収集を行い、会計基準等の内容を把握、変更等への的確な対応を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年 6 月30日)	当連結会計年度 (2024年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,347,596	3,215,530
売掛金	308,607	240,184
貯蔵品	3,704	7,915
前払費用	436,803	332,223
その他	4,134	8,133
流動資産合計	3,100,846	3,803,987
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,464,256	3,325,312
減価償却累計額	※1 △1,171,142	※1 △1,323,843
建物及び構築物（純額）	1,293,114	2,001,468
機械装置及び運搬具	44,222	51,512
減価償却累計額	△28,677	△30,325
機械装置及び運搬具（純額）	15,544	21,186
リース資産	55,730	58,062
減価償却累計額	△14,782	△26,707
リース資産（純額）	40,948	31,354
土地	44,424	44,424
建設仮勘定	22,223	1,151
有形固定資産合計	1,416,254	2,099,585
無形固定資産		
ソフトウェア	2,319	3,637
リース資産	14,954	9,508
著作権	-	1,815
無形固定資産合計	17,274	14,960
投資その他の資産		
投資有価証券	344	272
差入保証金	115,059	110,778
繰延税金資産	228,321	240,282
その他	40,823	35,812
投資その他の資産合計	384,548	387,146
固定資産合計	1,818,077	2,501,693
資産合計	4,918,924	6,305,681

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (2024年 6 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	88,194	127,960
短期借入金	90,890	80,000
1年内償還予定の社債	92,000	92,000
1年内返済予定の長期借入金	368,352	506,868
リース債務	17,223	17,821
未払金	150,398	147,288
未払法人税等	212,379	283,371
未払消費税等	137,228	-
契約負債	333,364	516,169
その他	10,621	10,652
流動負債合計	1,500,652	1,782,131
固定負債		
社債	226,000	134,000
長期借入金	995,602	1,324,192
リース債務	42,130	25,564
資産除去債務	438,127	452,955
固定負債合計	1,701,860	1,936,711
負債合計	3,202,512	3,718,843
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,500	29,500
資本剰余金	22,500	22,500
利益剰余金	1,635,204	2,498,546
株主資本合計	1,687,204	2,550,546
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2	△67
為替換算調整勘定	24,505	31,659
その他の包括利益累計額合計	24,508	31,592
新株予約権	4,699	4,699
純資産合計	1,716,411	2,586,837
負債純資産合計	4,918,924	6,305,681

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2024年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,947,459
売掛金	440,909
貯蔵品	5,252
前払費用	307,464
その他	3,733
流動資産合計	3,704,819
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	1,956,694
その他（純額）	116,910
有形固定資産合計	2,073,605
無形固定資産	
その他	11,455
無形固定資産合計	11,455
投資その他の資産	368,924
固定資産合計	2,453,985
資産合計	6,158,804

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2024年12月31日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	151,674
短期借入金	65,000
1年内償還予定の社債	92,000
1年内返済予定の長期借入金	475,410
未払法人税等	233,915
契約負債	319,004
その他	207,789
流動負債合計	1,544,794
固定負債	
社債	88,000
長期借入金	1,081,471
リース債務	20,383
資産除去債務	455,472
固定負債合計	1,645,327
負債合計	3,190,121
純資産の部	
株主資本	
資本金	29,500
資本剰余金	22,500
利益剰余金	2,881,723
株主資本合計	2,933,723
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	-
為替換算調整勘定	30,259
その他の包括利益累計額合計	30,259
新株予約権	4,699
純資産合計	2,968,682
負債純資産合計	6,158,804

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
売上高	3,435,519	4,122,330
売上原価	1,248,463	1,508,612
売上総利益	2,187,056	2,613,718
販売費及び一般管理費	※ 1 1,049,839	※ 1 1,216,572
営業利益	1,137,216	1,397,145
営業外収益		
受取利息及び配当金	32	34
和解金	-	10,000
還付金収入	3,701	-
受取保険金	2,608	1,086
業務受託手数料	4,320	4,408
為替差益	3,816	4,410
雑収入	530	2,158
営業外収益合計	15,009	22,098
営業外費用		
支払利息	13,651	14,386
その他	3,132	1,073
営業外費用合計	16,784	15,459
経常利益	1,135,442	1,403,783
特別利益		
固定資産売却益	2,025	-
固定資産受贈益	-	4,002
特別利益合計	2,025	4,002
特別損失		
固定資産除却損	※ 2 29,796	※ 2 26,419
減損損失	※ 3 20,880	※ 3 259
有価証券評価損	102	-
特別損失合計	50,779	26,679
税金等調整前当期純利益	1,086,688	1,381,107
法人税、住民税及び事業税	349,978	457,444
法人税等調整額	△18,751	△11,959
法人税等合計	331,226	445,485
当期純利益	755,461	935,622
親会社株主に帰属する当期純利益	755,461	935,622

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
当期純利益	755,461	935,622
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	143	△70
為替換算調整勘定	4,722	7,154
その他の包括利益合計	※1 4,866	※1 7,084
包括利益	760,327	942,706
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	760,327	942,706

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
売上高	2,235,713
売上原価	819,984
売上総利益	1,415,729
販売費及び一般管理費	※ 679,945
営業利益	735,783
営業外収益	
受取利息及び配当金	216
受取保険金	24
業務受託手数料	2,245
雑収入	866
営業外収益合計	3,353
営業外費用	
支払利息	7,700
為替差損	1,460
その他	256
営業外費用合計	9,416
経常利益	729,720
税金等調整前中間純利益	729,720
法人税、住民税及び事業税	233,465
法人税等調整額	15,777
法人税等合計	249,243
中間純利益	480,477
親会社株主に帰属する中間純利益	480,477

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
中間純利益	480,477
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	67
為替換算調整勘定	△1,400
その他の包括利益合計	△1,332
中間包括利益	479,145
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	479,145

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	29,500	22,500	907,542	—	959,542
当期変動額					
新株の発行					—
剰余金の配当			△27,800		△27,800
親会社株主に 帰属する当期純利益			755,461		755,461
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	727,661	—	727,661
当期末残高	29,500	22,500	1,635,204	—	1,687,204

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△141	19,782	19,641	4,699	—	983,883
当期変動額						
新株の発行						—
剰余金の配当						△27,800
親会社株主に 帰属する当期純利益						755,461
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	143	4,722	4,866			4,866
当期変動額合計	143	4,722	4,866	—	—	732,527
当期末残高	2	24,505	24,508	4,699	—	1,716,411

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	29,500	22,500	1,635,204	—	1,687,204
当期変動額					
新株の発行					—
剰余金の配当			△72,280		△72,280
親会社株主に 帰属する当期純利益			935,622		935,622
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	863,342	—	863,342
当期末残高	29,500	22,500	2,498,546	—	2,550,546

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2	24,505	24,508	4,699	—	1,716,411
当期変動額						
新株の発行						—
剰余金の配当						△72,280
親会社株主に 帰属する当期純利益						935,622
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△70	7,154	7,084			7,084
当期変動額合計	△70	7,154	7,084	—	—	870,426
当期末残高	△67	31,659	31,592	4,699	—	2,586,837

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,086,688	1,381,107
減価償却費	217,724	244,666
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,650	-
受取利息及び受取配当金	△32	△34
支払利息	13,651	14,386
有形固定資産除却損	29,796	26,419
有形固定資産売却損益 (△は益)	△2,025	-
減損損失	20,880	259
固定資産受贈益	-	△4,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△102,483	68,423
前払費用の増減額 (△は増加)	△139,406	104,579
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,960	39,766
契約負債の増減額 (△は減少)	69,395	182,804
未払金の増減額 (△は減少)	90,245	△2,097
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△33,393	-
その他	117,205	△142,052
小計	1,363,635	1,914,228
利息の受取額	32	34
利息の支払額	△14,796	△13,312
法人税等の支払額	△370,832	△387,275
営業活動によるキャッシュ・フロー	978,038	1,513,674
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△24,005	△72,005
有形固定資産の取得による支出	△117,545	△914,046
有形固定資産の売却による収入	2,025	-
無形固定資産の取得による支出	-	△4,555
資産除去債務の履行による支出	△37,212	△12,899
差入保証金の差入による支出	△81,232	△471
差入保証金の回収による収入	12,472	4,752
投資活動によるキャッシュ・フロー	△245,497	△999,226

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△20,060	△10,890
長期借入金の借入による収入	400,000	900,000
長期借入金の返済による支出	△400,341	△432,894
社債の償還による支出	△120,000	△92,000
リース債務の返済による支出	△14,765	△17,794
配当金の支払額	△27,800	△72,280
財務活動によるキャッシュ・フロー	△182,966	274,141
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,722	7,338
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	554,297	795,928
現金及び現金同等物の期首残高	1,501,832	2,056,129
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,056,129	※1 2,852,057

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 2024年7月1日
至 2024年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	729,720
減価償却費	132,217
受取利息及び受取配当金	△216
支払利息	7,700
投資有価証券売却損益（△は益）	42
売上債権の増減額（△は増加）	△200,724
前払費用の増減額（△は増加）	24,759
仕入債務の増減額（△は減少）	23,714
契約負債の増減額（△は減少）	△197,164
未払金の増減額（△は減少）	△42,034
その他	95,029
小計	573,043
利息の受取額	183
利息の支払額	△7,800
法人税等の支払額	△282,922
営業活動によるキャッシュ・フロー	282,504
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△314,003
有形固定資産の取得による支出	△99,583
投資有価証券の売却による収入	294
投資活動によるキャッシュ・フロー	△413,291
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△15,000
長期借入金の返済による支出	△274,179
社債の償還による支出	△46,000
リース債務の返済による支出	△17,373
配当金の支払額	△97,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△449,852
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,433
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△582,074
現金及び現金同等物の期首残高	2,852,057
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,269,983

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

HIT SINGAPORE PTE. LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～39年

機械装置及び運搬具 5～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度における引当金残高はありません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの広告事業は、顧客との契約に基づいて広告媒体に広告を掲出又は放映することを主な事業としているため、広告の掲出期間の経過にともなって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。また、看板の制作及び撤去等のサービスは、成果物が顧客に検収された時点、若しくは業務を履行した時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務の充足から概ね3ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債及び収益、費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び金利スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

HIT SINGAPORE PTE. LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～39年

機械装置及び運搬具 5～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度における引当金残高はありません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの広告事業は、顧客との契約に基づいて広告媒体に広告を掲出又は放映することを主な事業とし

ているため、広告の掲出期間の経過にともなって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。また、看板の制作及び撤去等のサービスは、成果物が顧客に検収された時点、若しくは業務を履行した時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務の充足から概ね3ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債及び収益、費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び金利スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	228,321	240,282

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	1,416,254	2,099,585
無形固定資産	17,274	14,960
減損損失	20,880	259

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。具体的には、各広告媒体又は提供サービスを基礎にグルーピングしております。減損の兆候の判断としては、各資産グループの営業損益が継続的にマイナスとなった場合等をその指標としております。減損の兆候が認められた資産グループについては、当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額の見積りは事業計画を基礎としておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という)。を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、この変更による連結財務諸表に与える影響はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)

- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

※1 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

※1 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
役員報酬	284,116千円	324,520千円
給料手当	264,925 〃	323,745 〃

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
建物及び構築物	29,167千円	25,638千円
機械装置及び運搬具	620 〃	727 〃
無形固定資産	8 〃	53 〃

※3 減損損失

前連結会計年度(自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)

媒体	用途	種類	金額(千円)
新宿テラス屋上	屋外広告設備	構築物	20,880

当社グループは、媒体損益単位を基準に資産のグルーピングを行っており、事業活動から生じる損益が継続的にマイナスである資産グループに係る資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

当連結会計年度(自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)

媒体	用途	種類	金額(千円)
Y'Sビル(上り)	屋外広告設備	構築物	259

当社グループは、媒体損益単位を基準に資産のグルーピングを行っており、事業活動から生じる損益が継続的にマイナスである資産グループに係る資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30 日)	当連結会計年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30 日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	117	△71
組替調整額	102	—
税効果調整前	219	△71
税効果額	76	△1
その他有価証券評価差額金	143	△70
為替換算調整勘定		
当期発生額	4,722	7,154
その他の包括利益合計	4,866	7,084

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	27,800	—	—	27,800

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	—	—	—	—

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回有償新株予約権(2022年3月31日発行)	—	—	—	—	—	4,699
合計			—	—	—	—	4,699

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年9月20日 定時株主総会	普通株式	27,800	1,000	2022年6月30日	2022年9月21日

(注) 当社は2025年3月7日付で株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	72,280	2,600	2023年6月30日	2023年9月27日

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	27,800	—	—	27,800

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	—	—	—	—

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回有償新株予約権(2022年3月31日発行)	—	—	—	—	—	4,699
	第2回無償新株予約権(2023年7月28日発行)	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	4,699

(変動事由の概要)

1. 第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年9月26日 定時株主総会	普通株式	72,280	2,600	2023年6月30日	2023年9月27日

(注) 当社は2025年3月7日付で株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	97,300	3,500	2024年6月30日	2024年9月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
現金及び預金	2,347,596千円	3,215,530千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△291,467 "	△363,472 "
現金及び現金同等物	2,056,129千円	2,852,057千円

(リース取引関係)

前連結会計年度(2023年6月30日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、サーバー及びネットワーク機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年以内	75,079千円
1 年超	339,180 〃
合計	414,259千円

当連結会計年度(2024年6月30日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、サーバー及びネットワーク機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年以内	77,756千円
1 年超	274,203 〃
合計	351,959千円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産で運用し、また資金調達については安定性、経済性、機動性に配慮した手段を採用しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理を行い信用リスクを低減しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。短期借入金については、主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金については、主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金の一部について、支払利息の変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程に従い、取引先の与信限度額を設定し、取引先ごとに回収状況を定期的にモニタリングすることで財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

金利変動や為替変動リスクの低減を目的としてデリバティブ取引を行う際には、社内規程に定められた決裁手続を経て、デリバティブ取引の実行及び管理をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を支払予定額以上維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、支払手形及び買掛金、未払金、短期借入金及び未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	344	344	—
資産計	344	344	—
(1) 社債(1年内含む)	318,000	315,888	△2,111
(2) 長期借入金(1年内含む)	1,363,954	1,338,102	△25,851
負債計	1,681,954	1,653,991	△27,962

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,347,596	—	—	—
売掛金	308,607	—	—	—
差入保証金	1,030	75,408	15,100	23,520
合計	2,657,234	75,408	15,100	23,520

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	90,890	—	—	—	—	—
社債	92,000	92,000	80,000	54,000	—	—
長期借入金	368,352	341,340	320,042	218,844	62,036	53,340
リース債務	17,223	17,230	14,737	5,394	3,891	877
合計	568,465	450,570	414,779	278,238	65,927	54,217

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	344	—	—	344
資産計	344	—	—	344

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債(1年内含む)	—	315,888	—	315,888
長期借入金(1年内含む)	—	1,338,102	—	1,338,102
負債計	—	1,653,991	—	1,653,991

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産で運用し、また資金調達については安定性、経済性、機動性に配慮した手段を採用しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理を行い信用リスクを低減しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。短期借入金については、主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金については、主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金の一部について、支払利息の変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程に従い、取引先の与信限度額を設定し、取引先ごとに回収状況を定期的にモニタリングすることで財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

金利変動や為替変動リスクの低減を目的としてデリバティブ取引を行う際には、社内規程に定められた決裁手続を経て、デリバティブ取引の実行及び管理をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を支払予定額以上維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、支払手形及び買掛金、未払金、短期借入金及び未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	272	272	—
資産計	272	272	—
(1) 社債(1年内含む)	226,000	221,722	△4,277
(2) 長期借入金(1年内含む)	1,831,060	1,795,238	△35,821
負債計	2,057,060	2,016,961	△40,098

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,215,530	—	—	—
売掛金	240,184	—	—	—
差入保証金	—	76,790	20,300	13,688
合計	3,455,714	76,790	20,300	13,688

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	80,000	—	—	—	—	—
社債	92,000	80,000	54,000	—	—	—
長期借入金	506,868	485,157	400,368	243,540	140,813	54,314
リース債務	17,821	15,049	5,745	3,891	877	—
合計	696,689	580,206	460,113	247,431	141,690	54,314

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	272	—	—	272
資産計	272	—	—	272

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債(1年内含む)	—	221,722	—	221,722
長期借入金(1年内含む)	—	1,795,238	—	1,795,238
負債計	—	2,016,961	—	2,016,961

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	200,000	120,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	200,000	80,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

2022年4月15日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2022年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 606,400株
付与日	2022年3月31日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間はありません
権利行使期間	2022年3月31日～2034年3月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年3月7日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

当連結会計年度（2023年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

会社名	第1回新株予約権
決議年月日	2022年3月30日
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	606,400
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	606,400

(注) 2025年3月7日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格（円）	325
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

(注) 2025年3月7日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、第1回新株予約権については純資産法により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	197,080千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

2022年4月15日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2022年3月30日	2023年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 1名	当社取締役 5名 当社従業員 64名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 606,400株	普通株式 106,800株
付与日	2022年3月31日	2023年7月28日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間はありません	対象勤務期間はありません
権利行使期間	2022年3月31日～2034年3月30日	2025年7月28日～2033年7月26日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年3月7日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

当連結会計年度(2024年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

会社名	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2022年3月30日	2023年7月26日
権利確定前(株)	—	—
前連結会計年度末	—	—

付与	—	106,800
失効	—	1,600
権利確定	—	—
未確定残	—	105,200
権利確定後（株）		—
前連結会計年度末	606,400	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	606,400	—

(注) 2025年3月7日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格（円）	325	650
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

(注) 2025年3月7日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、第1回新株予約権については純資産法、第2回新株予約権についてはDCF法により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	197,080千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	-千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	151,548千円
減価償却費	51,175 "
子会社関連損失	31,197 "
未払事業税	22,524 "
繰越欠損金	51,083 "
未払賞与	12,289 "
減損損失	10,302 "
その他	16,814 "
繰延税金資産小計	346,936千円
評価性引当額	△52,646千円
繰延税金資産合計	294,289千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△63,013千円
その他	△2,954 "
繰延税金負債合計	△65,967千円
繰延税金資産純額	228,321千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	0.0%
評価性引当額の増減	△0.1%
在外子会社税率差異	△0.2%
所得拡大促進税制による税額控除	△3.0%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5%

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	156,677千円
減価償却費	55,502 "
子会社関連損失	31,197 "
未払事業税	26,566 "
繰越欠損金	54,645 "
未払賞与	15,210 "
減損損失	8,830 "
その他	15,312 "
繰延税金資産小計	363,943千円
評価性引当額	△56,080 "
繰延税金資産合計	307,863千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△65,317千円
その他	△2,262 "
繰延税金負債合計	△67,580千円
繰延税金資産純額	240,282千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	0.0%
評価性引当額の増減	△0.1%
在外子会社税率差異	△0.1%
所得拡大促進税制による税額控除	△1.7%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.3%

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2023年6月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

看板設備の不動産賃貸借契約にともなう原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用可能見込期間を耐用年数とし、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	457,117千円
有形固定資産の取得にともなう増加額	— "

時の経過による調整額	4,039 〃
資産除去債務の履行による減少額	△23,029 〃
期末残高	438,127千円

当連結会計年度(2024年6月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

看板設備の不動産賃貸借契約にともなう原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用可能見込期間を耐用年数とし、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	438,127千円
有形固定資産の取得にともなう増加額	22,994 〃
時の経過による調整額	3,734 〃
資産除去債務の履行による減少額	△11,901 〃
期末残高	452,955千円

(収益認識関係)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	広告事業	合計
一時点で移転される財	145,334	145,334
一定の期間にわたり移転される財	3,290,185	3,290,185
外部顧客への売上高	3,435,519	3,435,519

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2023年6月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	206,123
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	308,607
契約負債(期首残高)	263,969
契約負債(期末残高)	333,364

前連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は263,969千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	広告事業	合計
一時点で移転される財	228,809	228,809
一定の期間にわたり移転される財	3,893,520	3,893,520
外部顧客への売上高	4,122,330	4,122,330

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2024年6月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	308,607
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	240,184
契約負債(期首残高)	333,364
契約負債(期末残高)	516,169

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は333,364千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当社グループは、広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当社グループは、広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社OOHメディア・ソリューション	1,054,230	広告事業

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社OOHメディア・ソリューション	1,116,573	広告事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当社グループは、広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当社グループは、広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	松丸 敦之	—	—	当社代表取締役会長	(被所有) 直接62.1	—	被債務保証 (注1)	—	—	—
							広告塔設置契約に関する連帯保証 (注2)	98,479	媒体費	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(有)ヒットレント (現(有)SARAレント) (注3)	東京都世田谷区	3,000	不動産業	—	不動産の賃借	賃借料の支払 (注4)	31,594	地代家賃	—
							看板賃借料の支払 (注5)	3,000	媒体費	—
							事務所原状回復費の支払 (注5)	11,587	原状回復費	—

- (注) 1. 当社借入に対して債務保証を受けておりましたが、当連結会計年度末において解消されております。また、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社の広告設置契約に対して連帯保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。
3. 代表取締役会長松丸敦之及びその近親者が議決権の100%を直接保有しております。
4. 事務所賃借料は、市場価格に基づき交渉のうえ、決定しております。当該取引関係は、当連結会計年度末において解消されております。
5. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。当該取引関係は、当連結会計年度末において解消されております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年 7月 1日 至 2024年 6月30日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	松丸 敦之	—	—	当社代表取締役会長	被所有 直接62.1	—	広告塔設置契約に関する連帯保証	95,361	媒体費	—

(注) 当社の広告設置契約に対して連帯保証を受けておりますが、2024年 5月21日付で連帯保証契約は解除されており、当該取引は当連結会計年度末において解消されております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
1株当たり純資産額	307円86銭	464円41銭
1株当たり当期純利益	135円87銭	168円28銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2025年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	755,461	935,622
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	755,461	935,622
普通株式の期中平均株式数(株)	5,560,000	5,560,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回有償新株予約権 3,032個	第1回有償新株予約権 3,032個 第2回新株予約権 526個

(重要な後発事象)

前連結会計年度(2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年6月30日)

1. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2025年2月14日開催の取締役会決議に基づき、2025年3月7日付をもって株式分割を行っております。

また、2025年3月6日開催の臨時株主総会により、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2025年3月6日時点の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合で分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	27,800株
今回の株式分割により増加する株式数	5,532,200株
株式分割後の発行済株式総数	5,560,000株
株式分割後の発行可能株式総数	22,240,000株

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2025年2月19日(水)
基準日	2025年3月6日(木)
効力発生日	2025年3月7日(金)

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたしました。

2. 株式分割にともなう定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割にともない、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年3月7日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更しております。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線は変更箇所)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条	第6条
当会社の発行可能株式総数は、150,000株とする。	当会社の発行可能株式総数は、 <u>22,240,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日 2025年3月6日(木)
効力発生日 2025年3月7日(金)

3. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

【注記事項】

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
役員報酬	178,785千円
給料手当	194,557 〃

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金	2,947,459千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△677,476 〃
現金及び現金同等物	2,269,983千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	97,300	3,500	2024年6月30日	2024年9月30日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは、広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	広告事業	合計
一時点で移転される財	93,547	93,547
一定の期間にわたり移転される財	2,142,165	2,142,165
外部顧客への売上高	2,235,713	2,235,713

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり中間純利益	86円42銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	480,477
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	480,477
普通株式の期中平均株式数(株)	5,560,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2025年3月7日付けで普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2025年2月14日開催の取締役会決議に基づき、2025年3月7日付で株式分割を行っております。

また、2025年3月6日開催の臨時株主総会により、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2025年3月6日時点の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合で分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 27,800株

今回の株式分割により増加する株式数 5,532,200株

株式分割後の発行済株式総数	5,560,000株
株式分割後の発行可能株式総数	22,240,000株

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2025年2月19日（水）
基準日	2025年3月6日（木）
効力発生日	2025年3月7日（金）

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当中間連結会計期間の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたしました。

2. 株式分割にともなう定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割にともない、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年3月7日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更しております。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（下線は変更箇所）

現行定款	変更後定款
（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>150,000株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>22,240,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日	2025年3月6日（木）
効力発生日	2025年3月7日（金）

3. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

⑤ 【連結附属明細表】(2024年6月30日現在)

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱百十四銀行	第三回無担保社債	2020/12/23	60,000	36,000 (24,000)	0.20	—	2025/12/30
㈱みずほ銀行	第四回無担保社債	2021/11/30	98,000	70,000 (28,000)	0.19	—	2026/11/30
㈱りそな銀行	第五回無担保社債	2022/3/10	160,000	120,000 (40,000)	0.40	—	2027/3/10
合計	—	—	318,000	226,000 (92,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
92,000	80,000	54,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	90,890	80,000	1.7	—
1年以内に返済予定の長期借入金	368,352	506,868	0.8	—
1年以内に返済予定のリース債務	17,223	17,821	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	995,602	1,324,192	0.8	2025年11月30日～ 2031年4月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	42,130	25,564	—	2025年8月10日～ 2028年12月31日
合計	1,514,198	1,954,445	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	485,157	400,368	243,540	140,813
リース債務	15,049	5,745	3,891	877

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約にともなう原状回復義務	438,127	26,728	11,901	452,955

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2025年5月13日の取締役会において承認された第35期第3四半期連結会計期間(2025年1月1日から2025年3月31日まで)及び第35期第3四半期連結累計期間(2024年7月1日から2025年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表は次のとおりであります。

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (2025年3月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,016,733
売掛金	423,857
貯蔵品	6,015
前払費用	255,127
その他	1,155
流動資産合計	3,702,888
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	1,917,409
その他（純額）	94,366
有形固定資産合計	2,011,776
無形固定資産	
その他	10,134
無形固定資産合計	10,134
投資その他の資産	382,571
固定資産合計	2,404,483
資産合計	6,107,371

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2025年3月31日)

負債の部

流動負債

支払手形及び買掛金	153,089
短期借入金	65,000
1年内償還予定の社債	92,000
1年内返済予定の長期借入金	471,294
未払法人税等	55,782
契約負債	464,453
賞与引当金	26,457
その他	186,081
流動負債合計	1,514,157

固定負債

社債	68,000
長期借入金	950,164
リース債務	18,110
資産除去債務	456,268
固定負債合計	1,492,542

負債合計

3,006,700

純資産の部

株主資本

資本金	29,500
資本剰余金	22,500
利益剰余金	3,017,268
株主資本合計	3,069,268

その他の包括利益累計額

その他有価証券評価差額金	-
為替換算調整勘定	26,703
その他の包括利益累計額合計	26,703

新株予約権

4,699

純資産合計

3,100,671

負債純資産合計

6,107,371

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)
売上高	3,160,869
売上原価	1,228,967
売上総利益	1,931,901
販売費及び一般管理費	1,022,517
営業利益	909,384
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,225
受取保険金	32
業務受託手数料	3,325
雑収入	1,665
営業外収益合計	6,248
営業外費用	
支払利息	11,038
為替差損	3,638
その他	278
営業外費用合計	14,954
経常利益	900,677
特別損失	
固定資産除却損	35
特別損失合計	35
税金等調整前四半期純利益	900,641
法人税、住民税及び事業税	283,845
法人税等調整額	773
法人税等合計	284,619
四半期純利益	616,022
親会社株主に帰属する四半期純利益	616,022

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)
四半期純利益	616,022
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	67
為替換算調整勘定	△4,956
その他の包括利益合計	△4,889
四半期包括利益	611,133
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	611,133

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用方針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による四半期連結財務諸表への影響はありません。

(セグメント情報等の注記)

当社グループの事業は、広告事業の単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)
減価償却費	199,138千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間(自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	広告事業	合計
一時点で移転される財	151,534	151,534
一定の期間にわたり移転される財	3,009,335	3,009,335
外部顧客への売上高	3,160,869	3,160,869

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり四半期純利益	110円80銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	616,022
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	616,022

普通株式の期中平均株式数(株)	5,560,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、2025年3月7日付けで普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。当第1四半期連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 6 月30 日)	当事業年度 (2024年 6 月30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,282,622	3,131,420
売掛金	308,607	240,184
貯蔵品	3,704	7,915
前払費用	434,985	331,523
未収還付消費税	-	7,235
その他	4,041	770
流動資産合計	3,033,961	3,719,048
固定資産		
有形固定資産		
建物	82,458	121,382
減価償却累計額	△18,658	△29,375
建物（純額）	63,799	92,007
構築物	2,380,087	3,203,929
減価償却累計額	※1 △1,150,772	※1 △1,294,468
構築物（純額）	1,229,314	1,909,461
車両運搬具	4,635	6,464
減価償却累計額	△4,635	△5,245
車両運搬具（純額）	0	1,219
工具、器具及び備品	38,937	44,157
減価償却累計額	△23,861	△24,593
工具、器具及び備品（純額）	15,075	19,564
有形リース資産	34,145	34,145
減価償却累計額	△9,835	△15,247
有形リース資産（純額）	24,309	18,897
土地	44,424	44,424
建設仮勘定	22,223	1,151
有形固定資産合計	1,399,146	2,086,725

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
無形固定資産		
ソフトウェア	2,319	3,637
無形リース資産	14,954	9,508
著作権	-	1,815
無形固定資産合計	17,274	14,960
投資その他の資産		
投資有価証券	344	272
出資金	150	160
関係会社株式	48,990	48,990
その他	40,672	35,652
差入保証金	114,029	109,637
繰延税金資産	228,321	240,211
投資その他の資産合計	432,508	434,924
固定資産合計	1,848,929	2,536,610
資産合計	4,882,891	6,255,658
負債の部		
流動負債		
買掛金	88,194	127,960
短期借入金	90,890	80,000
1年内償還予定の社債	92,000	92,000
1年内返済予定の長期借入金	368,352	506,868
リース債務	11,940	11,758
未払金	149,749	146,776
未払費用	271	769
未払法人税等	212,379	283,371
未払消費税等	137,228	-
預り金	9,118	8,042
契約負債	333,364	516,169
流動負債合計	1,493,489	1,773,716
固定負債		
長期借入金	995,602	1,324,192
社債	226,000	134,000
リース債務	30,511	18,752
資産除去債務	438,127	452,955
固定負債合計	1,690,240	1,929,899
負債合計	3,183,730	3,703,616

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 6 月30日)	当事業年度 (2024年 6 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,500	29,500
資本剰余金		
資本準備金	19,500	19,500
その他資本剰余金	3,000	3,000
資本剰余金合計	22,500	22,500
利益剰余金		
利益準備金	7,375	7,375
別途積立金	400	400
繰越利益剰余金	1,634,683	2,487,635
利益剰余金合計	1,642,458	2,495,410
株主資本合計	1,694,458	2,547,410
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2	△67
評価・換算差額等合計	2	△67
新株予約権	4,699	4,699
純資産合計	1,699,161	2,552,042
負債純資産合計	4,882,891	6,255,658

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
売上高	3,435,519	4,122,330
売上原価	1,248,326	1,508,612
売上総利益	2,187,193	2,613,718
販売費及び一般管理費	※ 1, ※ 2 1,055,703	※ 1, ※ 2 1,222,487
営業利益	1,131,489	1,391,230
営業外収益		
受取利息及び配当金	31	34
和解金	-	10,000
還付金収入	3,701	-
受取保険金	2,608	1,086
業務受託手数料	4,320	4,408
雑収入	514	2,105
営業外収益合計	11,175	17,634
営業外費用		
支払利息及び割引料	13,651	14,386
その他	2,681	1,073
営業外費用合計	16,333	15,459
経常利益	1,126,332	1,393,405
特別利益		
固定資産売却益	2,025	-
固定資産受贈益	-	4,002
特別利益合計	2,025	4,002
特別損失		
固定資産除却損	※ 3 29,796	※ 3 26,419
減損損失	※ 4 20,880	※ 4 259
有価証券評価損	102	-
特別損失合計	50,779	26,679
税引前当期純利益	1,077,578	1,370,728
法人税、住民税及び事業税	349,978	457,385
法人税等調整額	△18,751	△11,888
法人税等合計	331,226	445,497
当期純利益	746,351	925,231

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)		当事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
媒体料		864, 113	69. 2	1, 014, 346	67. 2
減価償却費		190, 068	15. 2	209, 742	13. 9
外注費		168, 657	13. 5	249, 501	16. 5
その他諸経費		25, 486	2. 0	35, 022	2. 3
合計		1, 248, 326	100. 0	1, 508, 612	100. 0

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	29,500	19,500	3,000	22,500
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	29,500	19,500	3,000	22,500

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	7,375	400	916,132	923,907	—	975,907	
当期変動額							
剰余金の配当			△27,800	△27,800		△27,800	
当期純利益			746,351	746,351		746,351	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計			718,551	718,551	—	718,551	
当期末残高	7,375	400	1,634,683	1,642,458	—	1,694,458	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△141	△141	4,699	980,465
当期変動額				
剰余金の配当				△27,800
当期純利益				746,351
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	143	143		143
当期変動額合計	143	143		718,694
当期末残高	2	2	4,699	1,699,161

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	29,500	19,500	3,000	22,500
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	29,500	19,500	3,000	22,500

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,375	400	1,634,683	1,642,458	—	1,694,458
当期変動額						
剰余金の配当			△72,280	△72,280		△72,280
当期純利益			925,231	925,231		925,231
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計			852,951	852,951	—	852,951
当期末残高	7,375	400	2,487,635	2,495,410	—	2,547,410

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2	2	4,699	1,699,161
当期変動額				
剰余金の配当				△72,280
当期純利益				925,231
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△70	△70		△70
当期変動額合計	△70	△70		852,881
当期末残高	△67	△67	4,699	2,552,042

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自2022年7月1日 至2023年6月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～39年

構築物 5～20年

工具器具備品 5～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度における引当金残高はありません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の広告事業は、顧客との契約に基づいて広告媒体に広告を掲出又は放映することを主な事業としているため、広告の掲出期間の経過にともなって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。また、看板の制作及び撤去等のサービスは、成果物が顧客に検収された時点、若しくは業務を履行した時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務の充足から概ね3ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

当事業年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～39年
構築物	5～20年
工具器具備品	5～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度における引当金残高はありません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の広告事業は、顧客との契約に基づいて広告媒体に広告を掲出又は放映することを主な事業としているため、

広告の掲出期間の経過にともなって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。また、看板の制作及び撤去等のサービスは、成果物が顧客に検収された時点、若しくは業務を履行した時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務の充足から概ね3ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	228,321	240,211

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	1,399,146	2,086,725
無形固定資産	17,274	14,960
減損損失	20,880	259

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。具体的には、各広告媒体又は提供サービスを基礎にグルーピングしております。減損の兆候の判断としては、各資産グループの営業損益が継続的にマイナスとなった場合等をその指標としております。減損の兆候が認められた資産グループについては、当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額の見積りは事業計画を基礎としておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という)。を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、この変更による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度(自2022年7月1日 至2023年6月30日)

※1 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

担保資産及び担保付債務

該当事項はありません。

当事業年度(自2023年7月1日 至2024年6月30日)

※1 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

担保資産及び担保付債務

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
販売費及び一般管理費	41,437千円	45,360千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
役員報酬	270,000千円	308,880千円
給料手当	264,925 "	322,418 "
減価償却費	22,528 "	28,657 "

おおよその割合

販売費	35.8%	38.0%
一般管理費	64.2 "	62.0 "

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)	当事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
建物	2,396千円	489千円
構築物	26,771 "	25,149 "
工具器具備品	620 "	727 "
ソフトウェア	8 "	53 "

※4 減損損失

前事業年度(自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)

媒体	用途	種類	金額(千円)
新宿テラス屋上	屋外広告設備	構築物	20,880

当社は、媒体損益単位を基準に資産のグルーピングを行っており、事業活動から生じる損益が継続的にマイナスである資産グループに係る資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

当事業年度(自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)

媒体	用途	種類	金額(千円)
Y'Sビル(上り)	屋外広告設備	構築物	259

当社は、媒体損益単位を基準に資産のグルーピングを行っており、事業活動から生じる損益が継続的にマイナスである資産グループに係る資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2023年6月30日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	2023年6月30日
子会社株式	48,990

当事業年度(2024年6月30日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	2024年6月30日
子会社株式	48,990

(税効果会計関係)

前事業年度(2023年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	151,548千円
減価償却費	51,175 "
子会社関連損失	31,197 "
未払事業税	22,524 "
未払賞与	12,289 "
減損損失	10,302 "
その他	13,821 "
繰延税金資産小計	292,859千円
評価性引当額	△1,400 "
繰延税金資産合計	291,459千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△63,013千円
その他	△124 "
繰延税金負債合計	△63,138千円
繰延税金資産純額	228,321千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	0.1%
評価性引当額の増減	0.0%
所得拡大促進税制による税額控除	△3.1%
その他	△0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.7%

当事業年度(2024年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	156,677千円
減価償却費	55,502 "
子会社関連損失	31,197 "
未払事業税	26,566 "
未払賞与	15,210 "
減損損失	8,830 "
その他	13,123 "
繰延税金資産小計	307,109千円
評価性引当額	△1,435 "
繰延税金資産合計	305,674千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△65,317千円
その他	△145 "
繰延税金負債合計	△65,462 千円
繰延税金資産純額	240,211千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	0.0%
評価性引当額の増減	0.0%
所得拡大促進税制による税額控除	△1.7%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているので注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(2023年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年6月30日)

重要な後発事象に関する注記については、連結財務諸表「注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

④ 【附属明細表】（2024年6月30日現在）

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	63,799	40,356	489	11,658	92,007	29,375
	構築物	1,229,314	908,441	25,149	203,145 (259)	1,909,461	1,294,468
	車両運搬具	0	1,829	-	609	1,219	5,245
	工具器具備品	15,075	11,500	727	6,284	19,564	24,593
	リース資産	24,309	-	-	5,411	18,897	15,247
	土地	44,424	-	-	-	44,424	-
	建設仮勘定	22,223	942,507	963,579	-	1,151	-
	計	1,399,146	1,904,634	989,945	227,110 (259)	2,086,725	1,368,928
無形固定資産	ソフトウェア	2,319	2,740	53	1,368	3,637	-
	リース資産	14,954	-	-	5,446	9,508	-
	著作権	-	1,815	-	-	1,815	-
	計	17,274	4,555	53	6,815	14,960	-

(注) 1. 当期償却額の()内は内書で、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額及び当期減少額の主なものは次のとおりであります。

建物：増加内容については、本社の内装設備の増加であります。

構築物：増加内容については、2物件の広告媒体新設と既存物件の広告媒体改修等による看板設備の増加であります。減少内容については、減損損失の計上によるものの他、広告媒体改修等による看板設備の除却によるものであります。

建設仮勘定：広告媒体等の新設工事、改修工事による増加であります。なお、広告媒体の新設、改修による設備投資額は、広告媒体稼働にともない本勘定に振替えております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

- (2) 【主な資産及び負債の内容】(2024年6月30日現在)
連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。
- (3) 【その他】
該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。(定款より) 公告掲載URL: https://www.hit-ad.co.jp
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場にもない、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2023年7月28日
種類	第2回新株予約権(ストック・オプション)
発行数	普通株式 106,800株
発行価格	650円
資本組入額	325円
発行価額の総額	69,420,000円
資本組入額の総額	34,710,000円
発行方法	2023年7月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年6月30日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め企業価値向上を図ることを目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算定された価格であります。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき650円
行使期間	2025年7月28日から 2033年7月26日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

5. 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年3月7日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
深井 英樹	千葉県我孫子市	会社役員	18,400	11,960,000 (650)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役社長)
安田 仁裕	東京都杉並区	会社役員	12,000	7,800,000 (650)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社取締役)
勝山 宏哉	東京都杉並区	会社役員	8,000	5,200,000 (650)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社取締役)
高橋 徹	神奈川県横浜市神奈川区	会社役員	8,000	5,200,000 (650)	特別利害関係者等 (当社取締役)
大岩 義典	埼玉県新座市	会社役員	8,000	5,200,000 (650)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 1. 退職・死亡等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

2. 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年3月7日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っており、上記割当株数及び単価は株式分割後の割当株数及び単価で記載しております。

3. 新株予約権証券の取得者である従業員57名、割当株式の総数49,600株に関する記載は省略しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
松丸 敦之 (注) 1, 2	Anthony Road, Singapore	3,452,800	55.07
(株) ボンド・ホールディングス (注) 1, 3	東京都世田谷区池尻2-9-8	1,240,000	19.78
深井 英樹 (注) 1, 4	千葉県我孫子市	803,400 (489,400)	12.81 (7.80)
松丸 さつき (注) 1, 5	東京都世田谷区	200,000	3.19
安田 仁裕 (注) 1, 6	東京都杉並区	121,000 (77,400)	1.93 (1.23)
江口 雄一 (注) 1, 7	東京都中央区	74,800 (2,400)	1.19 (0.04)
勝山 宏哉 (注) 1, 6	東京都杉並区	73,000 (47,000)	1.16 (0.75)
曾我 正史 (注) 1, 7	東京都中央区	66,800 (2,400)	1.07 (0.04)
宮内 理司 (注) 1, 7	東京都世田谷区	41,400 (1,400)	0.66 (0.02)
高橋 徹 (注) 6	神奈川県横浜市神奈川区	33,000 (23,000)	0.53 (0.37)
大岩 義典 (注) 6	埼玉県新座市	28,000 (20,000)	0.45 (0.32)
小笠原 伸行 (注) 1, 7	東京都江東区	26,400 (1,600)	0.42 (0.03)
森村 國仁	東京都渋谷区	16,000	0.26
川野 毅 (注) 6	神奈川県横浜市青葉区	12,000	0.19
— (注) 7	—	11,600 (1,600)	0.18 (0.03)
— (注) 7	—	10,400 (6,400)	0.17 (0.10)
宮本 則昭	東京都日野市	8,000	0.13
渡邊 恒	埼玉県川越市	5,600	0.09
— (注) 7	—	3,600 (2,000)	0.06 (0.03)
— (注) 7	—	2,400 (1,600)	0.04 (0.03)
— (注) 7	—	2,400 (1,600)	0.04 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
角谷 優太	東京都渋谷区	2,000	0.03
— (注) 7	—	2,000 (1,600)	0.03 (0.03)
— (注) 7	—	1,800 (1,600)	0.03 (0.03)
— (注) 7	—	1,800 (1,600)	0.03 (0.03)
— (注) 7	—	1,600 (1,400)	0.03 (0.02)
— (注) 7	—	1,400 (1,200)	0.02 (0.02)
— (注) 7	—	1,400 (1,200)	0.02 (0.02)
— (注) 7	—	1,400 (1,200)	0.02 (0.02)
— (注) 7	—	1,400 (1,400)	0.02 (0.02)
— (注) 7	—	1,400 (1,400)	0.02 (0.02)
— (注) 7	—	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
所有株式数800株の株主2名		1,600 (400)	0.03 (0.01)
所有株式数600株の株主9名		5,400 (5,400)	0.09 (0.09)
所有株式数400株の株主26名		10,400 (10,000)	0.17 (0.16)
計	—	6,270,400 (710,400)	100.00 (11.33)

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役会長)

3. 特別利害関係者等 (当社代表取締役会長の親族の資産管理会社)

4. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)

5. 特別利害関係者等 (当社代表取締役会長の配偶者)

6. 特別利害関係者等 (当社取締役)

7. 当社従業員

8. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

9. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社ヒット
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮脇 亮一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒットの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒット及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社ヒット
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 脇 亮 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒットの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒット及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年5月26日

株式会社ヒット
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮脇 亮一

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒットの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒット及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー

手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社ヒット
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 脇 亮 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒットの2022年7月1日から2023年6月30日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒットの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社ヒット
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 勝 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 脇 亮 一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒットの2023年7月1日から2024年6月30日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒットの2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

